

頁	現行	頁	修正案	理由																													
	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p>		<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p>																														
4	<p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (神戸地域センター)</td> <td> 1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備 </td> <td> 1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん </td> <td> 1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成		4	<p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td> 1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備 </td> <td> 1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん </td> <td> 1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成		<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																														
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸地方気象台</td> <td></td> <td> 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達 </td> <td> 被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供 </td> <td> 被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪管区気象台 (神戸地方気象台)</td> <td></td> <td> 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達 </td> <td> 被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供 </td> <td> 被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供																													
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供																													
	第2～第4 (略)		第2～第4 (略)																														
8	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ</td> <td> 電気通信設備の整備と防災管理 </td> <td> 1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信 </td> <td> 被災電気通信設備の災害復旧 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧		8	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ 関西支 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ</td> <td> 電気通信設備の整備と防災管理 </td> <td> 1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信 </td> <td> 被災電気通信設備の災害復旧 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ 関西支 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧											
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
西日本電信電話 (兵庫県) (株)NTTドコモ 関西支 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧																														
9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)</td> <td> 電力供給施設の整備と防災管理 </td> <td> 電力供給施設の応急対策の実施 </td> <td> 被災電力供給施設の復旧 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>パナソニック(株)</td> <td> 電気通信設備の整備と防災管理 </td> <td> 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 </td> <td> 被災電気通信設備の災害復旧 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		パナソニック(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧		9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)</td> <td> 電力供給施設の整備と防災管理 </td> <td> 電力供給施設の応急対策の実施 </td> <td> 被災電力供給施設の復旧 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>パナソニック(株)</td> <td> 電気通信設備の整備と防災管理 </td> <td> 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 </td> <td> 被災電気通信設備の災害復旧 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		パナソニック(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																														
パナソニック(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
関西電力(株) (神戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																														
パナソニック(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																														

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																				
9	<p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧		9	<p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧		<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																				
鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																					
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																				
鉄道等輸送機関 山陽鉄道部 阪神鉄道部 神戸鉄道部 神戸高速鉄道部 神戸新交通部 北神急行鉄道部 能勢鉄道部 北条鉄道部 北摂観光バス部 WILLER TRAVEL部 管理運営部 一般社団法人神戸 すま せくらい社 六甲山観光部	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																					

頁	現行	頁	修正案	理由
17	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針 基本方針</p> <p>災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。</p> <p>第1 災害応急対策への備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための<u>平時からの備えを充実するため</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(後略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>	17	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針 基本方針</p> <p>災害予防計画は、<u>兵庫県強靱化計画を踏まえ</u>、次の考え方のもとに作成する。</p> <p>第1 災害応急対策への備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、<u>業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(後略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p>計画の策定に基づく修正</p> <p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ・災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） 理事、会計管理者、<u>知事公室長</u>、各部長、福祉監、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、 防災担当指定要員（防災企画局長、災害対策局長 等）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 市町の防災組織体制 市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>	20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ・災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） 理事、会計管理者、各部長、福祉監、公営企業管理者、 病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、 防災担当指定要員（防災企画局長、災害対策局長 等）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 市町の防災組織体制 市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など</u>防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
23	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防災訓練 (1)～(5) (略) (6) 広域応援訓練 関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）及び連携県（福井県、三重県、<u>奈良県</u>、<u>鳥取県</u>）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、<u>自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）</u>として、<u>職場研修や訓練等</u>を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平</p>	23	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防災訓練 (1)～(5) (略) (6) 広域応援訓練 関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）及び連携県（福井県、三重県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、<u>職場研修や訓練等</u>を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	<p>組織改正に基づく修正</p> <p>「第1章 基本方針」に移動</p>

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
23	<p>時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p> <p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>4 (略)</p>	23	<p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、<u>初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた</u>災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
24	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携 関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>鳥取県、徳島県</u>、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。 広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。 県は、災害に備えて他府県と相互応援協定を締結しているが、大規模広域災害が発生したときは、「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	24	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関西広域連合との連携 関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県、和歌山県、徳島県</u>、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。 広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。 県は、災害に備えて他府県と相互応援協定を締結しているが、大規模広域災害が発生したときは、「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	組織改正に基づく修正
27	<p>5 県・市町間の連携強化 (1)～(3) (略) <u>(4) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</u> 県及び中播磨・西播磨地域の各市町等は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、<u>県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、各市町の地域防災計画への反映を図ることとする。</u></p>	27	<p>5 県・市町間の連携強化 (1)～(3) (略) (削除)</p>	現状に合わせた修正

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
27	<p>(計画の対象項目)</p> <p>① 相互連携</p> <p>② 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>③ 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>④ 災害時要援護者の2次避難確保体制の整備</p> <p>⑤ 遺体の広域火葬体制の整備</p> <p>⑥ 災害廃棄物の広域処理体制の整備</p> <p>⑦ 行政・ライフラインの相互連携体制の整備</p> <p>⑧ オープンスペースの確保体制の整備</p> <p>⑨ 交通・輸送体制の整備</p> <p>⑩ 備蓄体制の整備</p> <p>⑪ 入浴対策</p> <p>(5) 防災体制等の標準化の促進</p> <p>(6) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</p> <p>6～8 (略)</p>	27	<p>(削除)</p> <p>(4) 防災体制等の標準化の促進</p> <p>(5) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
29	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 災害対策拠点の設備整備の考え方 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用等も検討しておくこととする。</p> <p>2～4 (略)</p>	29	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 災害対策拠点の設備整備の考え方 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災やそれに伴うによる通信手段や重要な行政データの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。</p> <p>2～4 (略)</p>	防災基本計画の修正に基づく修正
30	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</p>	30	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用 市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</p>	防災基本計画の修正に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																				
31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) (略) (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（<u>公共情報コモンズ</u>）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p><u>(3) 特に地震発生時における初動対応を迅速に行うため、被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策がとれるようこれらの機能の充実等に努めている。</u></p> <table border="1" data-bbox="183 963 938 1458"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 </td> </tr> <tr> <td>被害予測システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震観測情報に基づき、被害予測を実施 訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> 震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 	被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> 地震観測情報に基づき、被害予測を実施 訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 	31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) (略) (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（<u>災害情報共有システム</u>）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 963 1883 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 </td> </tr> <tr> <td>危機管理システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 </td> </tr> <tr> <td>災害情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 </td> </tr> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の基礎情報の事前登録 被害状況等をフェニックス防災端末から入力 災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な機能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 	危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 	災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の基礎情報の事前登録 被害状況等をフェニックス防災端末から入力 災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名称	主な機能																							
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> 震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入力 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 																							
被害予測システム	<ul style="list-style-type: none"> 地震観測情報に基づき、被害予測を実施 訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用 																							
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 																							
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 																							
名称	主な機能																							
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入力 気象情報配信事業者から気象情報を入力 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入力 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入力 ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入力 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入力 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入力 																							
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ポップアップシステム 活動状況をデータベースとして記録・管理 物資情報を管理 																							
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 被害・活動状況の報告・共有 																							
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の基礎情報の事前登録 被害状況等をフェニックス防災端末から入力 災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 																							

頁	現行	頁	修正案	理由																																																						
32	<table border="1" data-bbox="183 204 985 667"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td>・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="183 710 324 742">2～3（略）</p>	名 称	主 な 機 能	地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	32	<table border="1" data-bbox="1131 204 1926 558"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1131 710 1265 742">2～3（略）</p>	名 称	主 な 機 能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。	<p data-bbox="1960 534 2172 614">所管課からの意見に基づく修正</p>																																
名 称	主 な 機 能																																																									
地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示																																																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示																																																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。																																																									
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																									
名 称	主 な 機 能																																																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示																																																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																									
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。																																																									
災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																									
33	<p data-bbox="183 798 582 829">4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p data-bbox="206 837 952 869">○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="309 917 878 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>23市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>28市町</td> <td>68.3%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	23市町	56.1%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25市町	61.0%	その他移動系	3市町	7.3%	全体(重複除く)	28市町	68.3%	33	<p data-bbox="1131 798 1523 829">4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p data-bbox="1153 837 1892 869">○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1254 917 1823 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	3市町	7.3%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	<p data-bbox="1960 885 2172 965">所管課からの意見に基づく修正</p>
		整備数	整備率																																																							
同報系	防災行政無線	23市町	56.1%																																																							
	その他同報系	29市町	70.7%																																																							
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																							
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																							
移動系	防災行政無線	25市町	61.0%																																																							
	その他移動系	3市町	7.3%																																																							
	全体(重複除く)	28市町	68.3%																																																							
		整備数	整備率																																																							
同報系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																							
	その他同報系	29市町	70.7%																																																							
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																							
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																							
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																							
	その他移動系	3市町	7.3%																																																							
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																							

頁	現行	頁	修正案	理由
33	<p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線 ○電話、ファクシミリ ○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等） ○ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等） ○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車 ○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（<u>公共情報コモンズ</u>を経由した連携を含む） ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力 <p>6（略）</p>	33	<p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線 ○電話、ファクシミリ ○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等） ○ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等） ○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車 ○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>を経由した連携を含む） ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力 <p>6（略）</p>	関係機関からの意見に基づく修正
34	<p>7 防災情報提供システム</p> <p>県は神戸地方気象台との間の専用線で結ばれた<u>防災情報提供システム</u>により、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p> <p>8（略）</p>	34	<p>7 防災情報提供システム</p> <p>県は神戸地方気象台との間の専用線で結ばれた<u>フェニックス防災システム</u>により、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p> <p>8（略）</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由												
41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 平成26年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○ 常備消防設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="280 874 960 948"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,647人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,647人	41	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 平成27年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。 ○ 常備消防設置状況 (平成27年4月1日現在)</p> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1223 874 1904 948"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,039人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,039人	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
消防団の数	市町の数	消防団員数														
62	29市12町	43,647人														
消防団の数	市町の数	消防団員数														
62	29市12町	43,039人														

頁	現行	頁	修正案	理由
54	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、発災後72時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、<u>災害時こころの情報支援センター</u>と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p>6～13 (略)</p>	54	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、発災後72時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、<u>DPAT事務局等</u>と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p>6～13 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
62	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省生産局、近畿経済産業局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア～イ (略)</p>	62	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省政策統括官付貿易業務課、近畿経済産業局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア～イ (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
63	<p>(ア) 米穀 … 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 農林水産省生産局への要請（県知事と農林水産省生産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府米の販売業務を委託している受託事業者からの供出）</p> <p>(イ～カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	63	<p>(ア) 米穀 … 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府米の販売業務を委託している受託事業者からの供出）</p> <p>(イ～カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
	3～7 (略)		3～7 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由
76	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実</p> <p>第1 趣旨 水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等や高潮に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 洪水 (1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川の浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置</p>	76	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実</p> <p>第1 趣旨 水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等や<u>洪水、雨水出水及び高潮</u>に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 <u>浸水想定区域</u> (1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>① <u>洪水浸水想定区域</u> 国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川<u>について、洪水</u>浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。</p> <p>② <u>雨水出水浸水想定区域</u> 知事または市町長は、<u>雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。</u> また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、<u>知事が指定した場合は関係市町に通知する。</u></p> <p>③ <u>高潮浸水想定区域</u> 知事は、<u>高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮浸水想定区域の指定を行う。</u> また、指定した高潮浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、<u>関係市町に通知する。</u></p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
76	<p>② 浸水区域や避難場所等の情報の事前周知</p> <p>水防管理団体の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱の他、県ホームページにも一覧表を掲載して周知を図ることとする。</p> <p>また、市町は、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行うこととする。</p>	77	<p>② 浸水想定区域や避難場所等の情報の事前周知</p> <p>水防管理団体の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱の他、県ホームページにも一覧表を掲載して周知を図ることとする。</p> <p>また、市町は、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行うこととする。</p>	所管課からの意見に基づく修正
77	<p>③ 水防活動の充実</p> <p>県は、<u>河川管理者としての水防活動の総点検と改善を行うこととする。</u>また、水防団員（消防団員が兼務）及び関係機関職員の水防技術の習得を行うため、<u>水防技術等の普及による水防訓練を充実させることとする。</u></p> <p>市町は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPO、民間等との連携等について検討を進めることとする。</p> <p>河川管理者、水防管理団体、水防団は、水防資材の備蓄状況の把握と貸与や補てん、<u>あるいは近隣団体との連携について検討することとする。</u></p> <p>2 高潮</p> <p>(1) 浸水予測区域の公表</p> <p>県または海岸管理者は、高潮による甚大な浸水被害が予測される箇所について、<u>浸水予測区域を求め、市町の作成するハザードマップの作成支援を行うこととする。</u></p> <p>(2) 住民への周知</p> <p>市町は、<u>浸水予測区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップを作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。</u></p>		<p>③ 水防活動の充実</p> <p>県は、<u>水防訓練等を開催し、また、水防団員（消防団員が兼務）及び関係機関職員の水防技術習得の機会を充実させることとする。</u></p> <p>市町は、水防団に対する活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPO、民間等との連携等について検討を進めることとする。</p> <p>河川管理者、水防管理団体、水防団は、水防資材の備蓄状況の把握、<u>貸与及び補てん、並びに近隣団体との連携について検討することとする。</u></p> <p>(削除)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
77	<p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項（浸水想定区域の指定がなされた市町）</p> <p>(1) 洪水予報の伝達方法</p> <p>(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(3) 浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合にあつては、施設の名称及び所在地</p> <p>(4) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者から申し出があつた施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(5) (3)(4)の施設における洪水予報等の伝達方法</p> <p>(6) 住民への周知（ハザードマップの配布）</p> <p>※ (1)～(5)については浸水想定区域ごとに定める。</p>	77	<p>2 市町地域防災計画で定めるべき事項（浸水想定区域の指定がなされた市町）</p> <p>(1) 洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>① 地下街等で利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>② 要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>③ 大規模な工場その他の施設の所有者又は管理者から申し出があつた施設であつて、市町の条例で定める用途及び規模に該当するもので、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>(4) (3)の施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法</p> <p>(5) 住民、滞在者その他の者への周知（ハザードマップの配布）</p> <p>※ (1)～(4)については浸水想定区域ごとに定める。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
78	<p>【参考】</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ】</p> <p>国又は都道府県（河川管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川の指定【法第10条、第11条】 水位周知河川の指定【法第13条】 洪水予報の実施（気象庁長官と共同で実施）【法第10条、第11条、第13条の2】 特別警戒水位の通知等【法第13条、第13条の2】 浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】 指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】 <p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域毎に以下の事項を市町村地域防災計画に規定【法第15条第1項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 洪水予報・特別警戒水位到達情報の伝達方法 ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ③ 浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ④ 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地 市町村地域防災計画に定められた上記の事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。【法第15条第3項】 市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第2項】 	78	<p>【参考】</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <p>国又は都道府県（河川管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川の指定【法第10条、第11条】 水位周知河川の指定【法第13条】 洪水予報の実施（気象庁長官と共同で実施）【法第10条、第11条】 特別警戒水位の通知等【法第13条】 洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】 指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】 <p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域毎に以下の事項を市町村地域防災計画に規定【法第15条第1項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 洪水予報・洪水特別警戒水位到達情報の伝達方法 ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ③ 洪水浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要と認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ④ 洪水浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地 市町村地域防災計画に定められた上記の事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。【法第15条第3項】 市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第2項】 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
81	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 その他の対策 (1)～(6) (略) (新設)</p> <p>6 (略)</p>	81	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 土砂災害対策の充実 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 その他の対策 (1)～(6) (略) <u>(7) 住宅の土砂災害対策への支援</u> <u>県は、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅を改修又は移転する者に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
85	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 ① (略) ② インターネット (県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池の災害危険情報をCGハザードマップで公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[CGハザードマップの内容] http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/ ○ 5つの自然災害 (洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池) の災害危険情報 (洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等) や避難に必要な情報 (避難所等) が確認できる。 ○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。 ○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。 ○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</p> </div> <p>③～⑧ (略) (2) (略)</p>	85	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～4 (略)</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 ① (略) ② インターネット (県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[CGハザードマップの内容] http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/ ○ 5つの自然災害 (洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害) の危険箇所 (洪水・高潮・津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等) や避難に必要な情報 (避難所等) が確認できる。 ○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。 ○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。 ○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</p> </div> <p>③～⑧ (略) (2) (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
	6～11 (略)		6～11 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由
97	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (1) 総合治水の推進 (地域総合治水推進計画 (県下11地域)) (本文略) [減災対策「そなえる」] ※ 詳細は下記「3 自然災害に備える (ソフト対策)」参照 CGハザードマップの<u>充実</u>、出前講座の実施等の災害発生時の被害を可能な限り軽減するための取組を推進する。 (2) ため池等の水害対策の推進 (ため池整備5箇年計画) 漏水の発生や堤体の侵食等、老朽化が見られるため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。 ・受益面積0.5ha以上のため池(約<u>11,000</u>箇所)を対象に定期点検(漏水等の調査)を実施 (3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	97	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (1) 総合治水の推進 (地域総合治水推進計画 (県下11地域)) (本文略) [減災対策「そなえる」] ※ 詳細は下記「3 自然災害に備える (ソフト対策)」参照 CGハザードマップの<u>利用促進</u>、出前講座の実施等の災害発生時の被害を可能な限り軽減するための取組を推進する。 (2) ため池等の水害対策の推進 (ため池整備5箇年計画) 漏水の発生や堤体の侵食等、老朽化が見られるため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。 ・受益面積0.5ha以上のため池(約<u>9,300</u>箇所)を対象に定期点検(漏水等の調査)を実施 (3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																
99	<p>3 自然災害に備える（ソフト対策）</p> <p>(1) 減災のための情報発信</p> <p>○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">川</td> <td>CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>HPやテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位標(現地)</td> <td>夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全124箇所の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山</td> <td>氾濫予測(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全685河川で運用開始</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのテックや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道</td> <td>潮位等観測情報</td> <td rowspan="2">県民</td> <td>潮位、風向風速の情報をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>港内監視カメラ画像</td> <td>福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路アンダーパス部の冠水情報</td> <td></td> <td>アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住民防災意識の向上施策</p> <p>① 防災知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼ロックでの防災学習コンテンツを用いた現地見学会の実施や総合治水の「ための」「そなえる」の取り組みを広げる出前講座、水害に関する防災学習や防災知識の情報発信等 ・<u>防災情報マップ</u>の確認や防災学習が可能な「CGハザードマップ」の普及・啓発等 ・模型実験装置の活用による防災教室や地域の防災リーダーなどを対象とした研修会の実施等 <p>②～③ (略)</p>	区分	情報の種別	対象	内容	川	CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	水位・雨量	HPやテレビで放送で提供	河川水位標(現地)	夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置	河川監視カメラ画像	全124箇所の画像をHPで提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供	山	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始	土砂災害警戒情報	県民	テレビのテックや携帯メール等で提供	海	地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大	道	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供	港内監視カメラ画像	福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供		道路アンダーパス部の冠水情報		アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供	99	<p>3 自然災害に備える（ソフト対策）</p> <p>(1) 減災のための情報発信</p> <p>○災害危険情報等の情報発信</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>情報の種別</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">川</td> <td>CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)</td> <td rowspan="5">県民</td> <td>災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供</td> </tr> <tr> <td>水位・雨量</td> <td>HPやテレビで放送で提供</td> </tr> <tr> <td>河川水位標(現地)</td> <td>夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置</td> </tr> <tr> <td>河川監視カメラ画像</td> <td>全134箇所の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>洪水予報(洪水注意報・警報)</td> <td>主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山</td> <td>氾濫予測(河川の区間単位)</td> <td>市町</td> <td>県下全685河川で運用開始</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県民</td> <td>テレビのテックや携帯メール等で提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海</td> <td>地域別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供</td> </tr> <tr> <td>箇所別土砂災害危険度</td> <td>市町</td> <td>表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道</td> <td>潮位等観測情報</td> <td rowspan="2">県民</td> <td>潮位、風向風速の情報をHPで提供</td> </tr> <tr> <td>港内カメラ画像</td> <td>福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路アンダーパス部の冠水情報</td> <td></td> <td>アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住民防災意識の向上施策</p> <p>① 防災知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼ロックでの防災学習コンテンツを用いた現地見学会の実施や総合治水の「ための」「そなえる」の取り組みを広げる出前講座、水害に関する防災学習や防災知識の情報発信等 ・<u>ハザードマップ</u>の確認や防災学習が可能な「CGハザードマップ」の普及・啓発等 ・模型実験装置の活用による防災教室や地域の防災リーダーなどを対象とした研修会の実施等 <p>②～③ (略)</p>	区分	情報の種別	対象	内容	川	CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	水位・雨量	HPやテレビで放送で提供	河川水位標(現地)	夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置	河川監視カメラ画像	全134箇所の画像をHPで提供	洪水予報(洪水注意報・警報)	主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供	山	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始	土砂災害警戒情報	県民	テレビのテックや携帯メール等で提供	海	地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大	道	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供	港内カメラ画像	福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供		道路アンダーパス部の冠水情報		アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
区分	情報の種別	対象	内容																																																																																	
川	CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供																																																																																	
	水位・雨量		HPやテレビで放送で提供																																																																																	
	河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置																																																																																	
	河川監視カメラ画像		全124箇所の画像をHPで提供																																																																																	
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供																																																																																	
山	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始																																																																																	
	土砂災害警戒情報	県民	テレビのテックや携帯メール等で提供																																																																																	
海	地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供																																																																																	
	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大																																																																																	
道	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供																																																																																	
	港内監視カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供																																																																																	
	道路アンダーパス部の冠水情報		アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																	
区分	情報の種別	対象	内容																																																																																	
川	CG「ハザードマップ」(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供																																																																																	
	水位・雨量		HPやテレビで放送で提供																																																																																	
	河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置																																																																																	
	河川監視カメラ画像		全134箇所の画像をHPで提供																																																																																	
	洪水予報(洪水注意報・警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じて周知とHPで提供																																																																																	
山	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全685河川で運用開始																																																																																	
	土砂災害警戒情報	県民	テレビのテックや携帯メール等で提供																																																																																	
海	地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブ/テレビで提供																																																																																	
	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大																																																																																	
道	潮位等観測情報	県民	潮位、風向風速の情報をHPで提供																																																																																	
	港内カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供																																																																																	
	道路アンダーパス部の冠水情報		アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供																																																																																	

頁	現行	頁	修正案	理由																																																
100	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 河川施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">24～</td> <td>広域河川改修事業</td> <td>15河川</td> </tr> <tr> <td>総合治水対策特定河川事業</td> <td>2河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>9河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>流域貯留浸透事業</td> <td>2河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>7河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>16河川</td> </tr> <tr> <td>河川災害復旧助成事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川災害関連事業</td> <td>4河川</td> </tr> <tr> <td>河川災害復旧等関連緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業(管理ダム)</td> <td>引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業(建設ダム)</td> <td>金出地ダム(F, N)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	24～	広域河川改修事業	15河川	総合治水対策特定河川事業	2河川	地震・高潮対策河川事業	9河川	流域治水対策河川事業	1河川	調節池整備事業	1河川	流域貯留浸透事業	2河川	住宅市街地基盤整備事業	7河川	床上浸水対策特別緊急事業	1河川	総合流域防災事業	16河川	河川災害復旧助成事業	1河川	河川災害関連事業	4河川	河川災害復旧等関連緊急事業	1河川	河川総合開発事業(管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)	河川総合開発事業(建設ダム)	金出地ダム(F, N)	100	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 河川施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>13河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>6河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>5河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川災害関連事業</td> <td>3河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)、金出地ダム(F, N)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※F:洪水調節 N:不特定用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 R:レクリエーション</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	事業名	事業内容	広域河川改修事業	13河川	地震・高潮対策河川事業	6河川	調節池整備事業	1河川	住宅市街地基盤整備事業	5河川	床上浸水対策特別緊急事業	1河川	河川災害関連事業	3河川	河川総合開発事業	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)、金出地ダム(F, N)	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																																																		
24～	広域河川改修事業	15河川																																																		
	総合治水対策特定河川事業	2河川																																																		
	地震・高潮対策河川事業	9河川																																																		
	流域治水対策河川事業	1河川																																																		
	調節池整備事業	1河川																																																		
	流域貯留浸透事業	2河川																																																		
	住宅市街地基盤整備事業	7河川																																																		
	床上浸水対策特別緊急事業	1河川																																																		
	総合流域防災事業	16河川																																																		
	河川災害復旧助成事業	1河川																																																		
	河川災害関連事業	4河川																																																		
	河川災害復旧等関連緊急事業	1河川																																																		
	河川総合開発事業(管理ダム)	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)																																																		
河川総合開発事業(建設ダム)	金出地ダム(F, N)																																																			
事業名	事業内容																																																			
広域河川改修事業	13河川																																																			
地震・高潮対策河川事業	6河川																																																			
調節池整備事業	1河川																																																			
住宅市街地基盤整備事業	5河川																																																			
床上浸水対策特別緊急事業	1河川																																																			
河川災害関連事業	3河川																																																			
河川総合開発事業	引原ダム(F, N, I, P)、生野ダム(F, N, W, I)、論鶴羽ダム(F, N)、菅生ダム(F, N)、天王ダム(F)、安富ダム(F, N)、青野ダム(F, N, W)、安室ダム(F, N, W)、長谷ダム(F, N)、三宝ダム(F, N, W)、大日ダム(F, N)、牛内ダム(F, N, W)、大路ダム(F, N, W)、成相ダム(F, N, W)、北富士ダム(F, N, W)、但東ダム(F, N, W)、石井ダム(F, R)、みくまりダム(F, N, W)、与布土ダム(F, N, W)、栗柄ダム(F, N, W)、金出地ダム(F, N)																																																			

頁	現行	頁	修正案	理由												
102	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) (略) (2) 海岸事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="219 657 960 719"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>姫路港海岸 排水施設他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸	102	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) (略) (2) 海岸事業 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1149 657 1890 719"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>姫路港海岸 排水施設他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容														
23～27	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸														
年度	事業名	事業内容														
28～32	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸														

頁	現行	頁	修正案	理由																																																													
103	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">23~27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸(消波堤他) 五色浜海岸(人工リーフ) 他 計3海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸(緩傾斜護岸他) 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県(農政環境部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸(潜堤 他)</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業</td> <td>沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>東播海岸(養浜工 他)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸	侵食対策事業	内田海岸(消波堤他) 五色浜海岸(人工リーフ) 他 計3海岸		海岸環境整備事業	田之代海岸(緩傾斜護岸他) 他 計2海岸		海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計9海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)	津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)	事業名	事業内容	直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸(養浜工 他)	103	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">28~32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化、<u>湾口防波堤</u> 他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸(消波堤他) 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸(養浜他) 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)) 他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県(農政環境部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸(潜堤 他)</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業</td> <td>沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、<u>沼島漁港海岸</u>(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>東播海岸(護岸工 他)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28~32	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化、 <u>湾口防波堤</u> 他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸	侵食対策事業	内田海岸(消波堤他) 他 計2海岸		海岸環境整備事業	田之代海岸(養浜他) 他 計2海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計8海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)) 他 計3海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)	津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、 <u>沼島漁港海岸</u> (陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)	事業名	事業内容	直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸(護岸工 他)	所管課からの意見に基づく修正
年度	事業名	事業内容																																																															
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸																																																															
	侵食対策事業	内田海岸(消波堤他) 五色浜海岸(人工リーフ) 他 計3海岸																																																															
	海岸環境整備事業	田之代海岸(緩傾斜護岸他) 他 計2海岸																																																															
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強) 計1海岸																																																															
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計9海岸																																																															
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸																																																															
事業名	事業内容																																																																
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)																																																																
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)																																																																
津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)																																																																
事業名	事業内容																																																																
直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸(養浜工 他)																																																																
年度	事業名	事業内容																																																															
28~32	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)陸開等自動閉鎖化、 <u>湾口防波堤</u> 他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸																																																															
	侵食対策事業	内田海岸(消波堤他) 他 計2海岸																																																															
	海岸環境整備事業	田之代海岸(養浜他) 他 計2海岸																																																															
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強) 他 計8海岸																																																															
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)) 他 計3海岸																																																															
事業名	事業内容																																																																
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)																																																																
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤)																																																																
津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、 <u>沼島漁港海岸</u> (陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)																																																																
事業名	事業内容																																																																
直轄海岸保全施設整備事業	東播海岸(護岸工 他)																																																																

頁	現行	頁	修正案	理由																		
104	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="183 571 983 651"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路) 赤穂港 千島地区 (道路)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路) 赤穂港 千島地区 (道路)	104	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1126 571 1926 651"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28~32</td> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千島地区 (道路)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(参考) 整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="1126 790 1926 869"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	28~32	港湾改修事業	赤穂港 千島地区 (道路)	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																				
23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路) 赤穂港 千島地区 (道路)																				
年度	事業名	事業内容																				
28~32	港湾改修事業	赤穂港 千島地区 (道路)																				
年度	事業名	事業内容																				
23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 東海岸町沖地区 (道路)																				

頁	現行	頁	修正案	理由																												
105	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="197 571 981 785"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">27</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(5地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>外かく施設、係留施設、輸送施設、用地</p> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	27	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)	漁港機能保全事業	(5地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	105	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 571 1921 785"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>外かく施設、係留施設、輸送施設</p> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	28	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)	漁港機能保全事業	(4地区)	漁港施設機能強化事業	(4地区)	<p>所管課からの意見に基づき修正</p>
年度	事業名	事業内容																														
27	水産流通基盤整備事業	(1地区)																														
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																														
	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)																														
	漁港機能保全事業	(5地区)																														
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																														
年度	事業名	事業内容																														
28	水産流通基盤整備事業	(1地区)																														
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																														
	漁港漁場機能高度化事業	(1地区)																														
	漁港機能保全事業	(4地区)																														
	漁港施設機能強化事業	(4地区)																														

頁	現行	頁	修正案	理由								
107	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第1款 砂防設備の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) (略) (2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="219 616 981 715"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>六甲山系において砂防えん堤、山腹工等の砂防設備の設置を推進するほか、六甲山系グリーンベルト整備事業の進捗を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	事業名	事業内容	砂防事業	六甲山系において砂防えん堤、山腹工等の砂防設備の設置を推進するほか、六甲山系グリーンベルト整備事業の進捗を図る。	107	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第1款 砂防設備の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 (1) (略) (2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1169 616 1930 699"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防指定地(六甲山系)内における砂防えん堤工、山腹工等六甲山系グリーンベルト整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	事業名	事業内容	砂防事業	砂防指定地(六甲山系)内における砂防えん堤工、山腹工等六甲山系グリーンベルト整備事業	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
事業名	事業内容											
砂防事業	六甲山系において砂防えん堤、山腹工等の砂防設備の設置を推進するほか、六甲山系グリーンベルト整備事業の進捗を図る。											
事業名	事業内容											
砂防事業	砂防指定地(六甲山系)内における砂防えん堤工、山腹工等六甲山系グリーンベルト整備事業											

頁	現行	頁	修正案	理由																											
112	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 土地改良施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業</p> <table border="1" data-bbox="212 571 981 802"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">23～</td> <td>ほ場整備事業</td> <td>区画整理</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業等</td> <td>農業用排水路の整備</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業等</td> <td>農道整備</td> </tr> <tr> <td>農村総合整備事業</td> <td>集落路・集落排水路整備 他</td> </tr> <tr> <td>23～</td> <td>農業集落排水事業</td> <td>施設の機能強化整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	23～	ほ場整備事業	区画整理	かんがい排水事業等	農業用排水路の整備	農道整備事業等	農道整備	農村総合整備事業	集落路・集落排水路整備 他	23～	農業集落排水事業	施設の機能強化整備	112	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 土地改良施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業</p> <table border="1" data-bbox="1149 571 1917 802"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>区画整理</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業等</td> <td>農業用排水路の整備</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業等</td> <td>農道整備</td> </tr> <tr> <td>農村総合整備事業</td> <td>集落路・集落排水路整備 他</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td>施設の機能強化整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	事業名	事業内容	ほ場整備事業	区画整理	かんがい排水事業等	農業用排水路の整備	農道整備事業等	農道整備	農村総合整備事業	集落路・集落排水路整備 他	農業集落排水事業	施設の機能強化整備	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																													
23～	ほ場整備事業	区画整理																													
	かんがい排水事業等	農業用排水路の整備																													
	農道整備事業等	農道整備																													
	農村総合整備事業	集落路・集落排水路整備 他																													
23～	農業集落排水事業	施設の機能強化整備																													
事業名	事業内容																														
ほ場整備事業	区画整理																														
かんがい排水事業等	農業用排水路の整備																														
農道整備事業等	農道整備																														
農村総合整備事業	集落路・集落排水路整備 他																														
農業集落排水事業	施設の機能強化整備																														

頁	現行	頁	修正案	理由
114	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 災害危険区域対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転 市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助額の<u>3/4</u>を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 <u>802</u>千円 助成区分 <u>国 1/2、県 1/4、市町 1/4</u></p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 4,150 千円(土地を取得しない場合 3,190 千円) 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 <u>国 1/2、県 1/4、市町 1/4</u></p> <p>4 (略)</p>	114	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 災害危険区域対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転 市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助額の<u>一部</u>を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 補助限度額 <u>1,333</u>千円</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 補助限度額 4,150 千円(土地を取得しない場合 3,190 千円) 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成</p> <p>4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
117	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能を維持・保全するため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第2期対策）」（計画期間：H23～29年度）を第1期対策（H18～24）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 （本文略）</p> <p>4（略）</p> <p>（新設）</p>	117	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能を維持・保全するため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,000ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第3期対策）」（計画期間：H28～34年度）を第1期対策（H18～24）、<u>第2期対策（H23～H29）</u>に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 針葉樹林と広葉樹林の混交整備 （本文略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 <u>都市山防災林整備</u> <u>市町は、六甲山系において、人命・下流人家等に被害を及ぼす危険性の高い流域において、風化花崗岩や松枯れ跡地の森林を整備することとする。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
130	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 第1 (略)</p> <p>第2 内容 関西電力㈱は、次の内容により電力施設の整備等を進めることとする。</p> <p><u>1 施設の保全</u> (1) <u>台風、洪水、集中豪雨、高潮対策</u> ① 水力発電設備 ア 防水壁、防水扉の防水対策の実施 イ 排水対策の実施 ウ 予備電源の整備 エ 出水、集中豪雨時における水路工作物等土木設備の保安対策の実施 ② 火力発電設備 ア 防潮堤、本館、付属設備及びその防護施設の点検整備、非常用電源の整備、排水設備の整備 イ 機器退避の臨時措置の決定 ③ 送電設備 台風等を考慮した支持物設計の実施</p>	130	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 第1 (略)</p> <p>第2 内容 関西電力㈱は、次の内容により電力施設の整備等を進めることとする。</p> <p><u>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</u> (1) <u>水害対策</u> ① 水力発電設備 過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）等を実施する。 特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。 ア ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸 イ 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁 エ 土捨場 オ 水位計 ② 送電設備 鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。 やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
130	<p>④ 変電設備 <u>洪水、高潮災害予知地点における重点的な設備防護措置の実施</u></p> <p>⑤ 配電設備 <u>電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施</u></p> <p>(2) 雷害対策</p> <p>① 火力・水力発電、変電設備 <u>耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新実施</u></p> <p>② 送電設備 <u>架空地線の設置、接地抵抗の低減等の実施</u></p> <p>③ 配電設備 <u>襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付けの実施</u></p> <p>(3) 塩害対策 塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p> <p>① 火力発電、変電設備 <u>活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を実施</u></p> <p>② 送電設備 <u>耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施</u></p> <p>③ 配電設備 <u>耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等の設置</u></p>	130	<p><u>地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</u></p> <p>③ 変電設備 <u>浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。</u> <u>また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。</u></p> <p>(2) 風害対策 <u>各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。</u></p> <p>(3) 塩害対策 塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p> <p>① 火力発電設備 <u>活線がいし洗浄装置を設置する。</u></p> <p>② 送電設備 <u>耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。</u></p> <p>③ 変電設備 <u>耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。</u></p> <p>④ 配電設備 <u>耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用し</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
		131		

頁	現行	頁	修正案	理由
130	<p>(4) 雪害対策 雪害の著しい地域には、次のような諸対策を実施する。 (新設)</p>	131	<p>て対処する。 (4) 高潮対策 火力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機のかさあげを行い、設備の安全性を確保する。また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。 (5) 雪害対策 雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
131	<p>① 送電設備 鉄塔にはオフセット（上下の電線が垂直にならない配列にすること。）を採用し、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施 (新設)</p> <p>② 配電設備 難着雪電線の使用、配電線の太線化等の実施 (新設)</p>		<p>① 水力発電設備 雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。 ② 送電設備 鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。 ③ 変電設備 機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。 ④ 配電設備 縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。 (6) 雷害対策 ① 送電設備 架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
		131	<p>② <u>変電設備</u> 耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。</p> <p>③ <u>配電設備</u> 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。</p> <p>(7) 地盤沈下対策 地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。</p> <p>(8) 火災、爆発、油流出等の対策 消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。 特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ、次の対策を講ずる。</p> <p>① <u>防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立</u></p> <p>② <u>自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置</u></p> <p>③ <u>連絡通報体制その他防災体制の確立</u></p> <p>(9) 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。 なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
131	<p>2 電力の安定供給</p> <p>(1) 通信設備の確保</p> <p>① 主要通信系統の2ルート化</p> <p>② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保</p> <p>③ 通信用電源の確保</p> <p>④ 衛星通信システムの配備</p> <p>⑤ 移動無線応援体制の整備</p> <p>⑥ 近畿地方非常通信協議会加入による各機関との相互協力</p> <p>⑦ 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災機関との通信確保</p> <p>(2) 電気施設予防点検</p> <p>電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うこととする。</p> <p>(3) 気象台等との連携</p> <p>災害発生の予知について気象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努めることとする。</p> <p>ア 気象用レーダーによる気象情報の把握</p> <p>イ ロボット雨量計による雨量情報の把握</p> <p>(新設)</p>	132	<p>2 防災業務施設および設備等の整備</p> <p>(1) 観測、予報施設および設備</p> <p>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p> <p>② 潮位、波高等の観測施設および設備</p> <p>③ 地震動観測設備</p> <p>(2) 通信連絡施設および設備</p> <p>① 通信連絡施設および設備の整備</p> <p>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>ア 無線伝送設備</p> <p>イ マイクロ波無線等の固定無線施設および設備</p> <p>ロ 移動無線設備</p> <p>ハ 衛星通信設備</p> <p>エ 有線伝送設備</p> <p>イ 通信ケーブル</p> <p>ロ 電力線搬送設備</p> <p>ハ 通信線搬送設備、光搬送設備</p> <p>ウ 交換設備</p> <p>エ IPネットワーク設備</p> <p>オ 通信用電源設備</p> <p>② 情報収集伝達体制の強化</p> <p>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
		132	<p><u>手段の多様化を図る。</u></p> <p>(3) 非常用電源設備 <u>本店、支社等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u> <u>なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。</u></p> <p>(4) コンピューターシステム <u>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u> <u>特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策および浸水対策を施した建物に收容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</u></p> <p>(5) 水防・消防に関する施設および設備等 <u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</u></p> <p>① 水防関係</p> <p>ア <u>ダム管理用観測設備</u> イ <u>ダム操作用の予備発電設備</u> ウ <u>防水壁、防水扉等の浸水対策施設</u> エ <u>排水用のポンプ設備</u> オ <u>各種舟艇および車両等のエンジン設備</u> カ <u>警報用設備</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
		133	<p>② 消防関係</p> <p>ア <u>燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備</u> イ <u>化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車</u> ウ <u>消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備</u> エ <u>各種消火器具および消火剤</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
		133	<p>オ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備</p> <p>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備</p> <p>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>① 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器</p> <p>② 油回収船</p> <p>③ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</p> <p>(7) その他災害復旧用施設および設備</p> <p>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、<u>移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
136	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p>	138	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンク(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
137	<p>3 <u>ソフトバンクモバイル(株)の取組</u> <u>ソフトバンクモバイル</u>は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1)～(3) (略)</p>	139	<p>3 <u>ソフトバンク(株)の取組</u> <u>ソフトバンク(株)</u>は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1)～(3) (略)</p>	

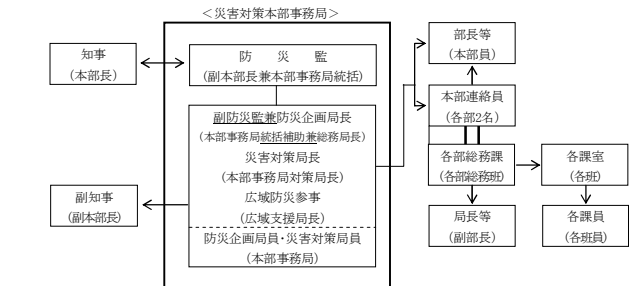
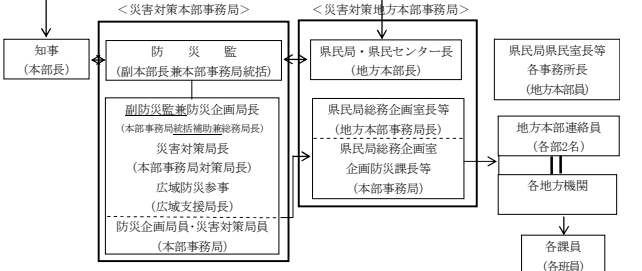
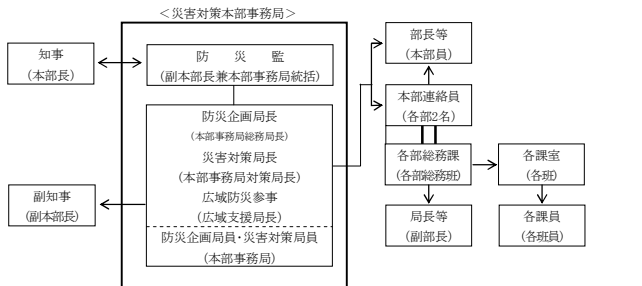
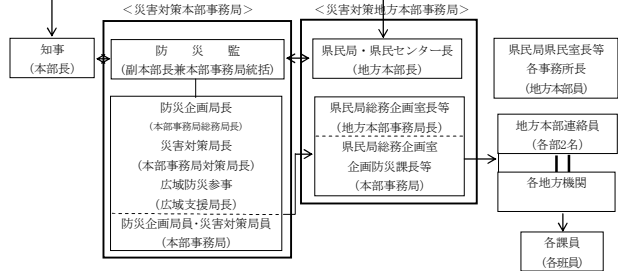
頁	現行	頁	修正案	理由																								
146	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 地下街等の防災体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等</th> <th colspan="2">業務概要</th> </tr> <tr> <th>災害予防</th> <th>災害防御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防本部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減</td> </tr> <tr> <td>2 防火管理に関する指導</td> <td>2 人命救助及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>3 防火防災体制の整備充実にに関する指導</td> <td>3 災害情報の広報</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地下街利用者の避難と浸水対策の実施</p> <p>豪雨や洪水により短時間で地下街等に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下街等の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあり、地下街利用者の円滑で迅速な避難確保のためには、適切な誘導や洪水時の浸水防止対策が必要となることから、以下の対策を実施することとする。</p> <p>(1) 豪雨及び洪水時における地下街等での危険性の事前の周知・啓発</p> <p>県、市町は、豪雨時等における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の所有者又は管理者及び利用者への周知・啓発を図ることとする。また、地下街等の浸水被害の実績や浸水想定区域等の公表・周知に努めることとする。</p> <p>(2) 豪雨及び洪水時における地下街等の所有者又は管理者（以下、「地下街等の管理者」という。）への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>豪雨及び洪水時には地下街等の管理者が適切な対応をとること</p>	業務等	業務概要		災害予防	災害防御	消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導	1 災害による被害の軽減	2 防火管理に関する指導	2 人命救助及び避難誘導	3 防火防災体制の整備充実にに関する指導	3 災害情報の広報	148	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 地下街等の防災体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等</th> <th colspan="2">業務概要</th> </tr> <tr> <th>災害予防</th> <th>災害防御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防本部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減</td> </tr> <tr> <td>2 防火防災管理に関する指導</td> <td>2 人命救助及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>3 防火防災体制の整備充実にに関する指導</td> <td>3 災害情報の広報</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地下街利用者の避難と浸水対策の実施</p> <p>豪雨や洪水により短時間で地下街等に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、浸水による停電や地下街天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあり、地下街利用者の円滑で迅速な避難確保には、適切な誘導や洪水時の浸水防止対策が必要となることから、以下の対策を実施することとする。</p> <p>(1) 豪雨及び洪水時における地下街等での危険性の事前周知・啓発</p> <p>県、市町は、豪雨時等における建築物地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の所有者又は管理者及び利用者へ周知・啓発を図ることとする。また、地下街等の浸水被害実績や浸水想定区域等の公表・周知に努めることとする。</p> <p>(2) 豪雨及び洪水時における地下街等の所有者又は管理者（以下、「地下街等の管理者」という。）への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>豪雨及び洪水時には地下街等の管理者による適切な対応が必要</p>	業務等	業務概要		災害予防	災害防御	消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導	1 災害による被害の軽減	2 防火防災管理に関する指導	2 人命救助及び避難誘導	3 防火防災体制の整備充実にに関する指導	3 災害情報の広報	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
業務等	業務概要																											
	災害予防	災害防御																										
消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導	1 災害による被害の軽減																										
	2 防火管理に関する指導	2 人命救助及び避難誘導																										
	3 防火防災体制の整備充実にに関する指導	3 災害情報の広報																										
業務等	業務概要																											
	災害予防	災害防御																										
消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導	1 災害による被害の軽減																										
	2 防火防災管理に関する指導	2 人命救助及び避難誘導																										
	3 防火防災体制の整備充実にに関する指導	3 災害情報の広報																										
147	<p>(1) 豪雨及び洪水時における地下街等での危険性の事前の周知・啓発</p> <p>県、市町は、豪雨時等における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の所有者又は管理者及び利用者への周知・啓発を図ることとする。また、地下街等の浸水被害の実績や浸水想定区域等の公表・周知に努めることとする。</p> <p>(2) 豪雨及び洪水時における地下街等の所有者又は管理者（以下、「地下街等の管理者」という。）への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>豪雨及び洪水時には地下街等の管理者が適切な対応をとること</p>	149	<p>(1) 豪雨及び洪水時における地下街等での危険性の事前周知・啓発</p> <p>県、市町は、豪雨時等における建築物地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下街等の所有者又は管理者及び利用者へ周知・啓発を図ることとする。また、地下街等の浸水被害実績や浸水想定区域等の公表・周知に努めることとする。</p> <p>(2) 豪雨及び洪水時における地下街等の所有者又は管理者（以下、「地下街等の管理者」という。）への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>豪雨及び洪水時には地下街等の管理者による適切な対応が必要</p>																									

風水害等対策計画

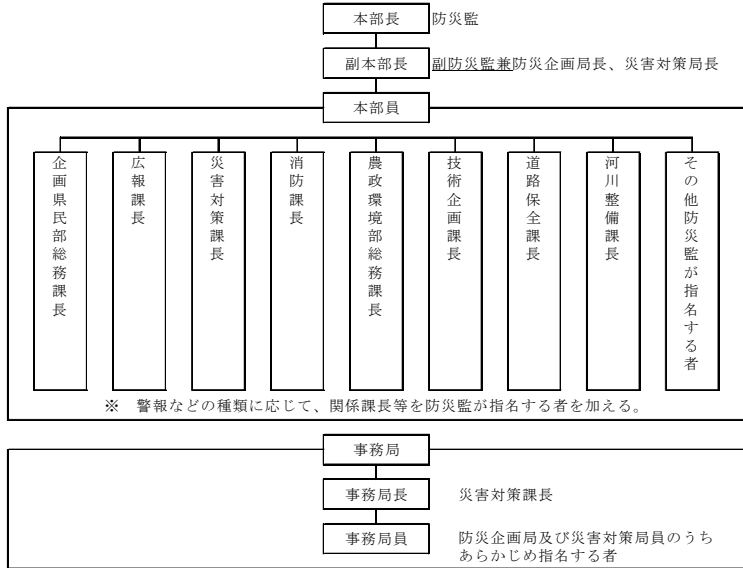
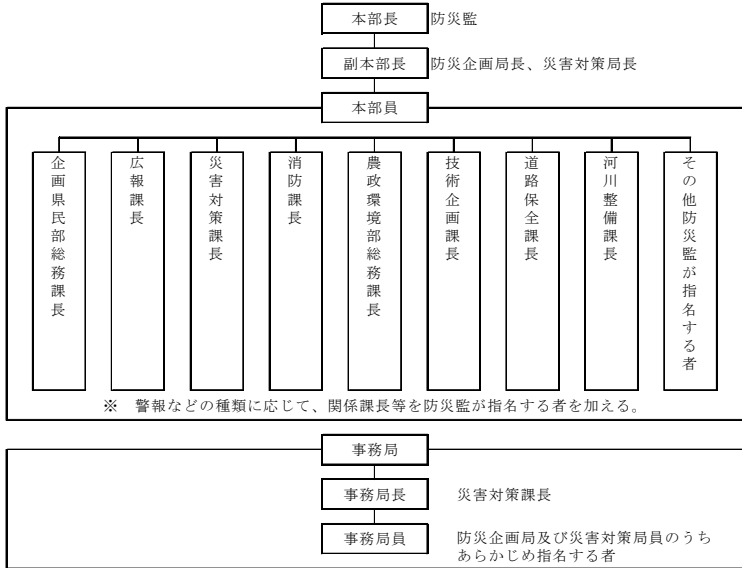
頁	現行	頁	修正案	理由
147	<p>が必要であることから、市町長あるいは水防管理者は、地下街等の管理者に対する洪水予報等の伝達体制を整備することとする。 (3)～(5) (略)</p>	149	<p>であることから、市町長あるいは水防管理者は、地下街等の管理者に対する洪水予報等の伝達体制を整備することとする。 (3)～(5) (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
149	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 県 雨量計 <u>193</u> 箇所 (うちテレメータ 193 箇所)、風向・風速計 13 箇所、検潮器 15 箇所 (漁港含む) などを整備し、観測を行っている。</p>	151	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 県 雨量計 <u>194</u> 箇所、風向・風速計 13 箇所、検潮器 15 箇所 (漁港含む) などを整備し、観測を行っている。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
153	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進 第1～第2（略）</p> <p>〔資料〕「<u>市町別雪崩危険箇所数（農林水産部調査分）</u>」 「<u>雪崩危険箇所（農林水産部調査分）</u>」</p>	155	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進 第1～第2（略）</p> <p>〔資料〕「<u>なだれ危険箇所（農政環境部調査分）</u>」</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
165	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① (略) ② 伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	167	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① (略) ② 伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>組織改正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>169</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p> <p>別図 第2 (略)</p>	<p>171</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p> <p>別図 第2 (略)</p>	<p>組織改正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
171	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>別図 第4 (略)</p>	173	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p>  <p>別図 第4 (略)</p>	<p>組織改正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
174	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ① (略) ② 災害警戒本部が設置されたとき ア 災害警戒本部長 (防災監)、副本部長 (副防災監兼防災企画局長・災害対策局長)、事務局長 (災害対策課長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。 イ (略)</p>	176	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ① (略) ② 災害警戒本部が設置されたとき ア 災害警戒本部長 (防災監)、副本部長 (防災企画局長・災害対策局長)、事務局長 (災害対策課長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。 イ (略)</p>	組織改正に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																								
174	<p>③ 災害対策本部が設置されたとき ア～イ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 地方機関の動員体制 ①～② (略)</p>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	176	<p>③ 災害対策本部が設置されたとき ア～イ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 地方機関の動員体制 ①～② (略)</p>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は県内の広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
175	<p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき ア～イ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	177	<p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき ア～イ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、小規模の災害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により小規模の災害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報または暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により中規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 当該地域に大規模な被害が予想される気象情報が発表され、又は水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ② 当該地域において、風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
175	ウ～エ (略) (3) (略) 2～4 (略)	177	ウ～エ (略) (3) (略) 2～4 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 特別警報・警報・注意報基準</p>		<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 特別警報・警報・注意報基準</p>	

頁	現行							頁
	平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表							
	大雨警報(土砂災害)基準 土壌雨量指数基準	大雨警報(浸水)基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 土壌雨量指数基準	大雨注意報基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 (雨量基準)単位:mm	洪水警報基準 流域雨量指数基準	検合基準	
179	神戸市	123	R1=50 R1=60	88	R1=40 R1=50	R1=60	明石川流域・20 伊川流域・12 新瀬川流域・12 武庫川流域・33	平地地: R1=45かつ明石川流域・12
	尼崎市	—	R1=50 R1=60	128	R1=30 R1=40	R1=50		
	西宮市	134	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	96	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	R1=50		平地地: R1=30かつ武庫川流域・21
	芦屋市	137	R1=60	98	R1=30	R1=60		
	伊丹市	163	R3=100	117	R3=50	R3=100	武庫川流域・36	
	宝塚市	134	R1=70	96	R1=30	R1=70	武庫川流域・36 渡辺川流域・18	平地地: R3=90かつ武庫川流域・19
	川西市	162	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	116	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	平地地以外: R1=70		
	三田市	155	R1=60	111	R1=30	R1=60	武庫川流域・28 伊東川流域・11 香野川流域・12	
	篠山市	161	R1=70	115	R1=30	R1=70	篠山川流域・13	R1=50かつ篠山川流域・10
	西脇市	155	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	116	R1=30	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域・33 杉野川流域・16 野田川流域・15 野山川流域・23	
	篠山市	128	R1=60	96	R1=40	R1=60	東条川流域・18 武庫川流域・15 加古川流域・17	
	丹波市	156	R1=60	117	R1=30	R1=60	篠山川流域・16 竹田川流域・25	
	多可町	155	R1=60	116	R1=40	R1=60	砂敷川流域・12 野田川流域・11	
	内本市	150	R1=60	112	R1=40	R1=60	菅野川流域・9 伊次川流域・9 引瀬川流域・18 平種川流域・13 赤木川流域・6	
	南川町	136	R1=50	102	R1=30	R1=50	南川流域・30	平地地: R3=40かつ南川流域・23
	播磨町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	南川流域・23	
	神戸町	148	R1=60	111	R1=30	R1=60	小田原川流域・11 越知川流域・17	R1=45かつ市川流域・14
	佐用町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	平種川流域・22 佐用川流域・17 志文川流域・16	
	明石市	124	R1=50	91	R1=25	R1=50	明石川流域・18	
	加古川市	126	R1=50	93	R1=30	R1=50	法善山谷川流域・9	
	三木市	124	R1=60	91	R1=40	R1=60	美濃川流域・23 高瀬川流域・12	
	高砂市	129	R1=50	95	R1=30	R1=50	天川流域・11	
	小野市	128	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	94	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	法善山谷川流域・11 美濃川流域・18 万福寺川流域・17	
	加西市	126	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	93	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万福寺川流域・17 万福寺川流域・9	
	加東市	135	R1=60	99	R1=40	R1=60	東条川流域・18	
	稲美町	128	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70	94	平地地: R1=30あるいは R3=70 平地地以外: R3=70	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70		
	播磨町	—	平地地: R1=50あるいはR3=70	111	平地地: R1=30あるいは R3=40	平地地: R1=50あるいは R3=70		
	姫路市	138	R1=50	86	R1=30	R1=50	夢前川流域・16 曾木川流域・6 林田川流域・13 天川流域・8 大津波川流域・11	
	相生市	168	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	105	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60		
	赤穂市	167	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	105	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60		平地地: R1=40かつ平種川流域・25
	たつの市	154	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	97	平地地: R1=25 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域・14 泉瀬川流域・9	
	太子町	154	R1=50	97	R1=30	R1=50	林田川流域・15 大津波川流域・9	
	上郡町	168	R1=50	105	R1=30	R1=50	安室川流域・7 野田川流域・12	
	洲本市	138	平地地: R1=70 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	97	平地地: R1=40 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	洲本川流域・15	平地地: R1=45かつ洲本川流域・10
	南あわじ市	143	R1=60	101	R1=60	R1=60	三原川流域・27 文田川流域・20	
	淡路市	132	平地地: R1=60 平地地以外: R3=140	93	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	平地地: R1=60 平地地以外: R3=140		
	豊岡市	132	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	101	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	竹野川流域・18 福富川流域・17 大久川流域・5	平地地: R3=60かつ円山川流域・32
	香美町	168	R1=90	129	R1=60	R1=90	矢田川流域・16 佐喜川流域・10 栗田川流域・12 久井川流域・11	R3=80かつ矢田川流域・15
	新温泉町	180	R1=60	138	R1=30	R1=60	円山川流域・48 八次川流域・19 大瀬川流域・18 建屋川流域・12 野山川流域・12	
	養父市	143	R1=60	110	R1=40	R1=60	円山川流域・22 山田川流域・6 新川流域・17	
	朝来市	135	R1=70	103	R1=40	R1=70	神子畑川流域・6 南川流域・17	R3=60かつ円山川流域・20

頁	修正案							理由
	警報・注意報発表基準一覧表(平成 27 年 5 月 28 日現在)							
	大雨警報(土砂災害)基準 土壌雨量指数基準	大雨警報(浸水)基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 土壌雨量指数基準	大雨注意報基準 (雨量基準)単位:mm	大雨注意報基準 (雨量基準)単位:mm	洪水警報基準 流域雨量指数基準	検合基準	
181	神戸市	123	R1=60	88	R1=40	R1=60	明石川流域・20 伊川流域・12 新瀬川流域・12 武庫川流域・33	平地地: R1=45かつ明石川流域・12
	尼崎市	—	R1=50 R1=60	128	R1=30 R1=40	R1=50		
	西宮市	134	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	96	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70		平地地: R1=30かつ武庫川流域・21
	芦屋市	137	R1=60	98	R1=30	R1=60		
	伊丹市	163	R3=100	117	R3=50	R3=100	武庫川流域・36	
	宝塚市	134	R1=70	96	R1=30	R1=70	武庫川流域・36 渡辺川流域・16	平地地: R3=90かつ武庫川流域・19
	川西市	162	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	116	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	平地地以外: R1=70		
	三田市	155	R1=60	111	R1=30	R1=60	武庫川流域・28 伊東川流域・11 香野川流域・12	
	篠山市	161	R1=70	115	R1=30	R1=70	篠山川流域・13	R1=50かつ篠山川流域・10
	西脇市	155	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	116	R1=30	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域・33 杉野川流域・16 野田川流域・15 野山川流域・23	
	篠山市	128	R1=60	96	R1=40	R1=60	東条川流域・18 武庫川流域・15 加古川流域・17	
	丹波市	156	R1=60	117	R1=30	R1=60	篠山川流域・16 竹田川流域・25	
	多可町	155	R1=60	116	R1=40	R1=60	砂敷川流域・12 野田川流域・11	
	内本市	150	R1=60	112	R1=40	R1=60	菅野川流域・9 伊次川流域・9 引瀬川流域・18 平種川流域・13 赤木川流域・6	
	南川町	136	R1=50	102	R1=30	R1=50	南川流域・30	平地地: R3=40かつ南川流域・23
	播磨町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	南川流域・23	
	神戸町	148	R1=60	111	R1=30	R1=60	小田原川流域・11 越知川流域・17	R1=45かつ市川流域・14
	佐用町	130	R1=50	97	R1=30	R1=50	平種川流域・22 佐用川流域・17 志文川流域・16	
	明石市	124	R1=50	91	R1=25	R1=50	明石川流域・18	
	加古川市	126	R1=50	93	R1=30	R1=50	法善山谷川流域・9	
	三木市	124	R1=60	91	R1=40	R1=60	美濃川流域・23 高瀬川流域・12	
	高砂市	129	R1=50	95	R1=30	R1=50	天川流域・11	
	小野市	128	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	94	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	法善山谷川流域・11 美濃川流域・18 万福寺川流域・17	
	加西市	126	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	93	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万福寺川流域・17 万福寺川流域・9	
	加東市	135	R1=60	99	R1=40	R1=60	東条川流域・18	
	稲美町	128	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70	94	平地地: R1=30あるいは R3=70 平地地以外: R3=70	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70		
	播磨町	—	平地地: R1=50あるいはR3=70	111	平地地: R1=30あるいは R3=40	平地地: R1=50あるいは R3=70		
	姫路市	138	R1=50	86	R1=30	R1=50	夢前川流域・16 曾木川流域・6 林田川流域・13 天川流域・8 大津波川流域・11	
	相生市	168	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	105	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60		
	赤穂市	167	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	105	平地地: R1=30 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60		平地地: R1=40かつ平種川流域・25
	たつの市	154	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	97	平地地: R1=25 平地地以外: R1=60	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域・14 泉瀬川流域・9	
	太子町	154	R1=50	97	R1=30	R1=50	林田川流域・15 大津波川流域・9	
	上郡町	168	R1=50	105	R1=30	R1=50	安室川流域・7 野田川流域・12	
	洲本市	138	平地地: R1=70 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	97	平地地: R1=40 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70 あるいはR3=130	洲本川流域・15	平地地: R1=45かつ洲本川流域・10
	南あわじ市	143	R1=60	101	R1=60	R1=60	三原川流域・27 文田川流域・20	
	淡路市	132	平地地: R1=60 平地地以外: R3=140	93	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	平地地: R1=60 平地地以外: R3=140		
	豊岡市	132	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	101	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	竹野川流域・18 福富川流域・17 大久川流域・5	平地地: R3=60かつ円山川流域・32
	香美町	168	R1=90	129	R1=60	R1=90	矢田川流域・16 佐喜川流域・10 栗田川流域・12 久井川流域・11	R3=80かつ矢田川流域・15
	新温泉町	180	R1=60	138	R1=30	R1=60	円山川流域・48 八次川流域・19 大瀬川流域・18 建屋川流域・12 野山川流域・12	
	養父市	143	R1=60	110	R1=40	R1=60	円山川流域・22 山田川流域・6 新川流域・17	
	朝来市	135	R1=70	103	R1=40	R1=70	神子畑川流域・6 南川流域・17	R3=60かつ円山川流域・20

関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
180	<p>平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm</th> <th>洪水注意報基準 流量雨量指数基準</th> <th>備考基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> <th>高潮警報基準 (単位:m)</th> <th>高潮注意報基準 (単位:m)</th> <th>暴風警報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>暴風警報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>強風注意報 (平均風速) 単位:m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td>R1=40</td> <td>明石川流域-16 新舞川流域-6 武庫川流域-16</td> <td>平地地: R1=30か? 明石川流域-12</td> <td>1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-20</td> <td>指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>平地地: R1=35 平地地以外: R1=30</td> <td>武庫川流域-20</td> <td>平地地R1=20か? 武庫川流域-21</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-18</td> <td>指名川(小戸)</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>R3=50</td> <td>武庫川流域-18</td> <td>指名川(小戸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 淡岸川流域-13</td> <td>平地地R3=60か? 西宮川流域-18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td>指名川(小戸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>篠山市</td> <td>R1=30</td> <td>篠山川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td>R1=30</td> <td>高槻川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤井市</td> <td>R1=30</td> <td>藤井川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤原市</td> <td>R1=30</td> <td>藤原川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波市</td> <td>R1=30</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>R1=40</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内本市</td> <td>R1=40</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td>播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神河町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐用町</td> <td>R1=30</td> <td>平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td>R1=25</td> <td>明石川流域-11</td> <td></td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>R1=30</td> <td>法皇山谷川流域-5</td> <td>知古川下流(園包)</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>R1=40</td> <td>美雲川流域-12 釜山川流域-10</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>高砂市</td> <td>R1=30</td> <td>法皇山谷川流域-9</td> <td>知古川下流(園包)</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>小野市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>美雲川流域-14 万葉川流域-11</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>加西市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R3=60</td> <td>万葉川流域-11 下妻川流域-7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40</td> <td>美雲川流域-9</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40</td> <td></td> <td></td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td>R1=30</td> <td>夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9</td> <td>播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td>平地地: R1=20 平地地以外: R1=30</td> <td>平瀬川流域-14 平瀬川流域-14</td> <td>平地地R1=25か? 平瀬川流域-25</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>林田川流域-9 播磨川流域-7</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>平地地: R1=25 平地地以外: R1=30</td> <td>林田川流域-9 播磨川流域-7</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>太子町</td> <td>R1=30</td> <td>林田川流域-12 大津川流域-6</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>上郡町</td> <td>R1=30</td> <td>安芸川流域-6 福山川流域-10</td> <td>兵庫県平種川水系平種川(上郡)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 12m/s</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td>平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40</td> <td>洲本川流域-8</td> <td></td> <td>大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市</td> <td>R1=30</td> <td>三原川流域-15 大日川流域-16</td> <td></td> <td>紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R3=60</td> <td></td> <td></td> <td>大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>豊明市</td> <td>平地地: R3=60 平地地以外: R1=30</td> <td>竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10</td> <td>平地地R3=20か? 円山川流域-32</td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> <td>陸上 10m/s 海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>香取町</td> <td>R1=60</td> <td>久志川流域-10 久志川流域-10</td> <td></td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 10m/s</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>R1=30</td> <td>久志川流域-10 八木川流域-15</td> <td></td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 10m/s</td> </tr> <tr> <td>養父市</td> <td>R1=40</td> <td>大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 10m/s</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td>R1=40</td> <td>円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> <td>陸上 10m/s</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm	洪水注意報基準 流量雨量指数基準	備考基準	指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s	神戸市	R1=40	明石川流域-16 新舞川流域-6 武庫川流域-16	平地地: R1=30か? 明石川流域-12	1.6	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	尼崎市	R1=30	武庫川流域-20	指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	西宮市	平地地: R1=35 平地地以外: R1=30	武庫川流域-20	平地地R1=20か? 武庫川流域-21	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	芦屋市	R1=30	武庫川流域-18	指名川(小戸)	2.2	1.2						伊丹市	R3=50	武庫川流域-18	指名川(小戸)								宝塚市	R1=30	武庫川流域-22 淡岸川流域-13	平地地R3=60か? 西宮川流域-18								川西市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10	指名川(小戸)								三田市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10									三木市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10									篠山市	R1=30	篠山川流域-10									高槻市	R1=30	高槻川流域-10									藤井市	R1=30	藤井川流域-10									藤原市	R1=30	藤原川流域-10									丹波市	R1=30	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	多可町	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20									内本市	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20	播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)								市川町	R1=30	市川流域-17									播磨町	R1=30	市川流域-18									神河町	R1=30	市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14									佐用町	R1=30	平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13									明石市	R1=25	明石川流域-11		2.0	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	加古川市	R1=30	法皇山谷川流域-5	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	三木市	R1=40	美雲川流域-12 釜山川流域-10	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	高砂市	R1=30	法皇山谷川流域-9	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	小野市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	美雲川流域-14 万葉川流域-11	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	加西市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万葉川流域-11 下妻川流域-7					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	加東市	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40	美雲川流域-9	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	播磨町	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	姫路市	R1=30	夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9	播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s	相生市	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平瀬川流域-14 平瀬川流域-14	平地地R1=25か? 平瀬川流域-25	1.8	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	赤穂市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	たつの市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	太子町	R1=30	林田川流域-12 大津川流域-6	播磨川下流(龍野)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	上郡町	R1=30	安芸川流域-6 福山川流域-10	兵庫県平種川水系平種川(上郡)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s	洲本市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40	洲本川流域-8		大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う	南あわじ市	R1=30	三原川流域-15 大日川流域-16		紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う	淡路市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う	豊明市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10	平地地R3=20か? 円山川流域-32	1.1	0.7		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 10m/s 海上 15m/s	香取町	R1=60	久志川流域-10 久志川流域-10		0.9	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s	新温泉町	R1=30	久志川流域-10 八木川流域-15		1.1	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s	養父市	R1=40	大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s	朝来市	R1=40	円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s	182	<p>警報・注意報発表基準一覧表(平成 27 年 5 月 28 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm</th> <th>備考基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> <th>高潮警報基準 (単位:m)</th> <th>高潮注意報基準 (単位:m)</th> <th>暴風警報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>暴風警報 (平均風速) 単位:m/s</th> <th>強風注意報 (平均風速) 単位:m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td>R1=40</td> <td>明石川流域-16 伊丹川流域-10 新舞川流域-6 武庫川流域-16</td> <td>平地地R1=30か? 明石川流域-12</td> <td>1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-20</td> <td>指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>平地地: R1=35 平地地以外: R1=30</td> <td>武庫川流域-20</td> <td>平地地R1=20か? 武庫川流域-21</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-18</td> <td>指名川(小戸)</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>R3=50</td> <td>武庫川流域-18</td> <td>指名川(小戸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 淡岸川流域-13</td> <td>平地地R3=60か? 西宮川流域-18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td>指名川(小戸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>R1=30</td> <td>武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>篠山市</td> <td>R1=30</td> <td>篠山川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td>R1=30</td> <td>高槻川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤井市</td> <td>R1=30</td> <td>藤井川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤原市</td> <td>R1=30</td> <td>藤原川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波市</td> <td>R1=30</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>R1=40</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内本市</td> <td>R1=40</td> <td>加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20</td> <td>播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神河町</td> <td>R1=30</td> <td>市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐用町</td> <td>R1=30</td> <td>平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td>R1=25</td> <td>明石川流域-11</td> <td></td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>R1=30</td> <td>法皇山谷川流域-5</td> <td>知古川下流(園包)</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>R1=40</td> <td>美雲川流域-12 釜山川流域-10</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>高砂市</td> <td>R1=30</td> <td>法皇山谷川流域-9</td> <td>知古川下流(園包)</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>小野市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>美雲川流域-14 万葉川流域-11</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>加西市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R3=60</td> <td>万葉川流域-11 下妻川流域-7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40</td> <td>美雲川流域-9</td> <td>知古川上流(飯塚)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40</td> <td></td> <td></td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td>R1=30</td> <td>夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9</td> <td>播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td>平地地: R1=20 平地地以外: R1=30</td> <td>平瀬川流域-14 平瀬川流域-14</td> <td>平地地R1=25か? 平瀬川流域-25</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R1=40</td> <td>林田川流域-9 播磨川流域-7</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>平地地: R1=25 平地地以外: R1=30</td> <td>林田川流域-9 播磨川流域-7</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td>2.0</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>太子町</td> <td>R1=30</td> <td>林田川流域-12 大津川流域-6</td> <td>播磨川下流(龍野)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>上郡町</td> <td>R1=30</td> <td>安芸川流域-6 福山川流域-10</td> <td>兵庫県平種川水系平種川(上郡)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td>平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40</td> <td>洲本川流域-8</td> <td></td> <td>大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市</td> <td>R1=30</td> <td>三原川流域-15 大日川流域-16</td> <td></td> <td>紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>平地地: R1=30 平地地以外: R3=60</td> <td></td> <td></td> <td>大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>豊明市</td> <td>平地地: R3=60 平地地以外: R1=30</td> <td>竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10</td> <td>平地地R3=20か? 円山川流域-32</td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 海上 15m/s</td> <td>陸上 20m/s 海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>香取町</td> <td>R1=60</td> <td>久志川流域-10 久志川流域-10</td> <td></td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>R1=30</td> <td>久志川流域-10 八木川流域-15</td> <td></td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>養父市</td> <td>R1=40</td> <td>大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td>R1=40</td> <td>円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陸上 20m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 12m/s 雪を伴う</td> <td>陸上 20m/s</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm	備考基準	指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s	神戸市	R1=40	明石川流域-16 伊丹川流域-10 新舞川流域-6 武庫川流域-16	平地地R1=30か? 明石川流域-12	1.6	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	尼崎市	R1=30	武庫川流域-20	指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	西宮市	平地地: R1=35 平地地以外: R1=30	武庫川流域-20	平地地R1=20か? 武庫川流域-21	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	芦屋市	R1=30	武庫川流域-18	指名川(小戸)	2.2	1.2					伊丹市	R3=50	武庫川流域-18	指名川(小戸)							宝塚市	R1=30	武庫川流域-22 淡岸川流域-13	平地地R3=60か? 西宮川流域-18							川西市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10	指名川(小戸)							三田市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10								三木市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10								篠山市	R1=30	篠山川流域-10								高槻市	R1=30	高槻川流域-10								藤井市	R1=30	藤井川流域-10								藤原市	R1=30	藤原川流域-10								丹波市	R1=30	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	多可町	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20								内本市	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20	播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)							市川町	R1=30	市川流域-17								播磨町	R1=30	市川流域-18								神河町	R1=30	市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14								佐用町	R1=30	平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13								明石市	R1=25	明石川流域-11		2.0	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	加古川市	R1=30	法皇山谷川流域-5	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	三木市	R1=40	美雲川流域-12 釜山川流域-10	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	高砂市	R1=30	法皇山谷川流域-9	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	小野市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	美雲川流域-14 万葉川流域-11	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	加西市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万葉川流域-11 下妻川流域-7					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	加東市	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40	美雲川流域-9	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	播磨町	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	姫路市	R1=30	夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9	播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	相生市	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平瀬川流域-14 平瀬川流域-14	平地地R1=25か? 平瀬川流域-25	1.8	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	赤穂市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	たつの市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	太子町	R1=30	林田川流域-12 大津川流域-6	播磨川下流(龍野)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	上郡町	R1=30	安芸川流域-6 福山川流域-10	兵庫県平種川水系平種川(上郡)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	洲本市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40	洲本川流域-8		大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	南あわじ市	R1=30	三原川流域-15 大日川流域-16		紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	淡路市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	豊明市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10	平地地R3=20か? 円山川流域-32	1.1	0.7		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	香取町	R1=60	久志川流域-10 久志川流域-10		0.9	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	新温泉町	R1=30	久志川流域-10 八木川流域-15		1.1	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	養父市	R1=40	大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	朝来市	R1=40	円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	関係機関からの意見に基づく修正
市町村	洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm	洪水注意報基準 流量雨量指数基準	備考基準	指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
神戸市	R1=40	明石川流域-16 新舞川流域-6 武庫川流域-16	平地地: R1=30か? 明石川流域-12	1.6	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
尼崎市	R1=30	武庫川流域-20	指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
西宮市	平地地: R1=35 平地地以外: R1=30	武庫川流域-20	平地地R1=20か? 武庫川流域-21	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
芦屋市	R1=30	武庫川流域-18	指名川(小戸)	2.2	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伊丹市	R3=50	武庫川流域-18	指名川(小戸)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
宝塚市	R1=30	武庫川流域-22 淡岸川流域-13	平地地R3=60か? 西宮川流域-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
川西市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10	指名川(小戸)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三田市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三木市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
篠山市	R1=30	篠山川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
高槻市	R1=30	高槻川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
藤井市	R1=30	藤井川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
藤原市	R1=30	藤原川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
丹波市	R1=30	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
多可町	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
内本市	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20	播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
市川町	R1=30	市川流域-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
播磨町	R1=30	市川流域-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神河町	R1=30	市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
佐用町	R1=30	平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
明石市	R1=25	明石川流域-11		2.0	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
加古川市	R1=30	法皇山谷川流域-5	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
三木市	R1=40	美雲川流域-12 釜山川流域-10	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
高砂市	R1=30	法皇山谷川流域-9	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
小野市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	美雲川流域-14 万葉川流域-11	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
加西市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万葉川流域-11 下妻川流域-7					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
加東市	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40	美雲川流域-9	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
播磨町	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
姫路市	R1=30	夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9	播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
相生市	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平瀬川流域-14 平瀬川流域-14	平地地R1=25か? 平瀬川流域-25	1.8	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
赤穂市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
たつの市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
太子町	R1=30	林田川流域-12 大津川流域-6	播磨川下流(龍野)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
上郡町	R1=30	安芸川流域-6 福山川流域-10	兵庫県平種川水系平種川(上郡)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
洲本市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40	洲本川流域-8		大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南あわじ市	R1=30	三原川流域-15 大日川流域-16		紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
淡路市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
豊明市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10	平地地R3=20か? 円山川流域-32	1.1	0.7		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s	陸上 10m/s 海上 15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
香取町	R1=60	久志川流域-10 久志川流域-10		0.9	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
新温泉町	R1=30	久志川流域-10 八木川流域-15		1.1	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
養父市	R1=40	大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
朝来市	R1=40	円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s	陸上 10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村	洪水注意報基準 (雨量基準) 単位:mm	備考基準	指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意報基準 (単位:m)	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	暴風注意報 (平均風速) 単位:m/s	暴風警報 (平均風速) 単位:m/s	強風注意報 (平均風速) 単位:m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
神戸市	R1=40	明石川流域-16 伊丹川流域-10 新舞川流域-6 武庫川流域-16	平地地R1=30か? 明石川流域-12	1.6	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
尼崎市	R1=30	武庫川流域-20	指名川(小戸): 兵庫県武庫川水系武庫川(甲斐橋)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西宮市	平地地: R1=35 平地地以外: R1=30	武庫川流域-20	平地地R1=20か? 武庫川流域-21	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
芦屋市	R1=30	武庫川流域-18	指名川(小戸)	2.2	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
伊丹市	R3=50	武庫川流域-18	指名川(小戸)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
宝塚市	R1=30	武庫川流域-22 淡岸川流域-13	平地地R3=60か? 西宮川流域-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
川西市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10	指名川(小戸)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三田市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三木市	R1=30	武庫川流域-22 羽衣川流域-7 野野川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
篠山市	R1=30	篠山川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
高槻市	R1=30	高槻川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
藤井市	R1=30	藤井川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
藤原市	R1=30	藤原川流域-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
丹波市	R1=30	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
多可町	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
内本市	R1=40	加古川流域-30 福山川流域-13 竹田川流域-20	播磨川上流(山崎第二) 播磨川下流(龍野)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
市川町	R1=30	市川流域-17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
播磨町	R1=30	市川流域-18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神河町	R1=30	市川流域-18 小田川流域-4 越前川流域-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
佐用町	R1=30	平瀬川流域-16 佐用川流域-14 志文川流域-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
明石市	R1=25	明石川流域-11		2.0	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加古川市	R1=30	法皇山谷川流域-5	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
三木市	R1=40	美雲川流域-12 釜山川流域-10	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
高砂市	R1=30	法皇山谷川流域-9	知古川下流(園包)	2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
小野市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	美雲川流域-14 万葉川流域-11	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加西市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万葉川流域-11 下妻川流域-7					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
加東市	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40	美雲川流域-9	知古川上流(飯塚)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
播磨町	平地地: R1=30 あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			2.3	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
姫路市	R1=30	夢崎川流域-13 宮田川流域-9 林田川流域-7 文津川流域-9	播磨川下流(龍野) 兵庫県川水系平種川(上郡)	1.8	1.2		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
相生市	平地地: R1=20 平地地以外: R1=30	平瀬川流域-14 平瀬川流域-14	平地地R1=25か? 平瀬川流域-25	1.8	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
赤穂市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
たつの市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域-9 播磨川流域-7	播磨川下流(龍野)	2.0	1.2		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
太子町	R1=30	林田川流域-12 大津川流域-6	播磨川下流(龍野)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上郡町	R1=30	安芸川流域-6 福山川流域-10	兵庫県平種川水系平種川(上郡)				陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
洲本市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 あるいはR3=40	洲本川流域-8		大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南あわじ市	R1=30	三原川流域-15 大日川流域-16		紀伊水運側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
淡路市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2		陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 浪路島南部 除く地域 25m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
豊明市	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域-14 植葉川流域-14 大瀬川流域-10	平地地R3=20か? 円山川流域-32	1.1	0.7		陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
香取町	R1=60	久志川流域-10 久志川流域-10		0.9	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新温泉町	R1=30	久志川流域-10 八木川流域-15		1.1	0.7		陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
養父市	R1=40	大瀬川流域-9 植葉川流域-10 植葉川流域-10					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝来市	R1=40	円山川流域-18 種子山川流域-4 市川流域-9					陸上 20m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 雪を伴う	陸上 20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

頁	現行	頁	修正案	理由
181	<p><u>平成 25 年 3 月 4 日 13 時実施の警報・注意報基準一覧表</u></p>	183	<p><u>警報・注意報発表基準一覧表（平成 27 年 5 月 28 日現在）</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
182	<p>注) (1) (略)</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報の「発表」、「切替」、「解除」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表：特別警報・警報・注意報がない状況から、新たに特別警報・警報・注意報を行うことをいう。 ・切替：特別警報・警報又は注意報を継続中に、新たな予想の追加もしくは本文の内容を更新することをいう。従って、「切替」になってもそれ以前の特別警報・警報・注意報の標題が変わらない場合がある。また、複数の特別警報・警報又は注意報を継続中に一部の項目のみを解除したときにも「切替」となる。 ・解除：全ての特別警報・警報・注意報の必要がなくなったときをいう。 <p>(4) 注意報の本文中で警報に関する言及</p> <p>台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報基準を超える可能性があることを注意報の本文に盛り込む。(ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。)</p> <p>2 気象情報</p> <p>気象の予報などについて一般及び関係機関に対して発表する情報で大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。</p>	184	<p>注) (1) (略)</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報の「発表」、「切替」、「解除」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表：特別警報・警報・注意報がない状況から、新たに特別警報・警報・注意報を<u>発表する</u>ことをいう。 ・切替：特別警報・警報又は注意報を継続中に、新たな予想の追加もしくは本文の内容を更新することをいう。従って、「切替」になってもそれ以前の特別警報・警報・注意報の標題が変わらない場合がある。また、複数の特別警報・警報又は注意報を継続中に一部の項目のみを解除したときにも「切替」となる。 ・解除：全ての特別警報・警報・<u>注意報を発表する</u>必要がなくなったときをいう。 <p>(4) 注意報の本文中で警報に関する言及</p> <p>台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、<u>警報に切り替える</u>可能性があることを注意報の本文に盛り込む。(ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。)</p> <p>2 気象情報</p> <p>気象の予報などについて、<u>特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。</u>大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがあ</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

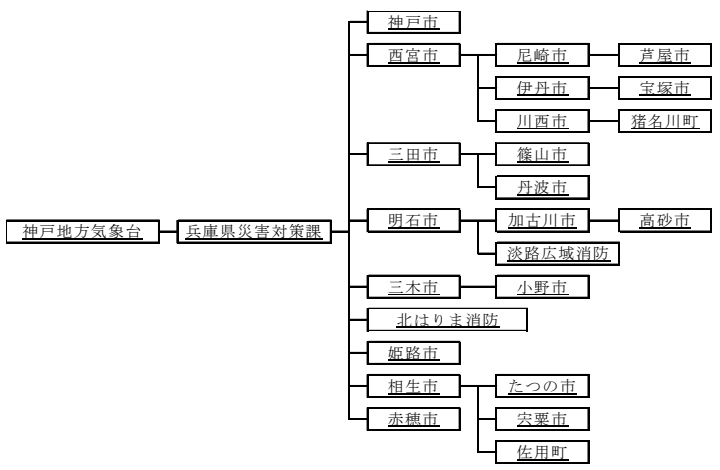
風水害等対策計画

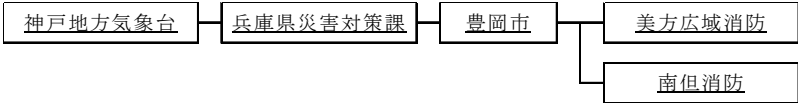
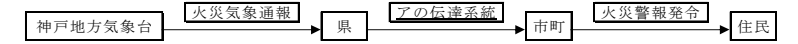
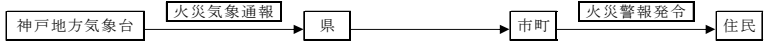
頁	現行	頁	修正案	理由
182	<p>県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。</p> <p>3（略）</p>	184	<p>る。</p> <p>県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。</p> <p>3（略）</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																																						
184	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 水害に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 洪水予報 ①～② (略) ③ 洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="232 791 958 1390"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(警戒情報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報(警戒情報解除)」</td> <td>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名	発表基準	「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)	「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	186	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 水害に関する情報 (1)～(2) (略) (3) 洪水予報 ①～② (略) ③ 洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1178 791 1904 1461"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(警戒情報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報(警戒情報解除)」</td> <td>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	情報名	発表基準	「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
種 類	情報名	発表基準																																								
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																								
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき																																								
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき																																								
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)																																								
「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)																																								
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき																																								
種 類	情報名	発表基準																																								
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																								
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき																																								
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																								
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																								
「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)																																								
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき																																								

頁	現行	頁	修正案	理由
184	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項及び第 13 条の 2 に基づき指定した河川の水位が※<u>氾濫危険水位（特別警戒水位）</u>に到達したときは、<u>氾濫危険水位（特別警戒水位）</u>到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>※ 特別警戒水位の定義を、国は平成 26 年 9 月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。</p>	186	<p>注：<u>堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 1 項に基づき指定した河川の水位が※<u>洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）</u>に到達したときは、<u>洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）</u>到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
185	<p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項及び第 13 条の 2 に基づき指定した河川の水位が<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>に到達したときは、<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>	187	<p>※ 特別警戒水位の定義を、国は平成 26 年 9 月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。</p> <p>(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知</p> <p>知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第 13 条第 2 項に基づき指定した河川の水位が<u>洪水特別警戒水位（避難判断水位）</u>に到達したときは、<u>洪水特別警戒水位（避難判断水位）</u>到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p><u>また、知事は高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合で水防法第 13 条第 3 項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮特別警戒水位到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
185	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>兵庫県と神戸地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	187	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>兵庫県と神戸地方気象台は、<u>大雨特別警報（土砂災害）または大雨警報（土砂災害）</u>発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
187	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関係機関への伝達 (1) 気象予警報等の市町への伝達 気象予警報等の市町への伝達は、①及び②のルートにより、電気通信事業者の回線を用いたファクシミリで行う。 さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話㈱は、警報を市町に通知することとする。 なお、市町及び消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等入手できる。</p> <p>① 県南部に係るもの</p> 	189	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関係機関への伝達 (1) 気象予警報等の市町への伝達 気象予警報等の市町への伝達は、<u>フェニックス防災システム</u>で行う。 さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話㈱は、警報を市町に通知することとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
188	<p>② 県北部に係るもの</p>  <p>(注) 消防事務委託町及び組合消防構成各市町へは、管轄の消防本部が伝達する。</p> <p>(4) 火災警報の伝達</p>  <p>(5) (略)</p> <p>(6) (兵庫県と気象庁長官が共同して行う) 指定河川の洪水予報の県等への伝達 兵庫県水防計画に定めるところによることとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	189	<p>(削除)</p> <p>(4) 火災警報の伝達</p>  <p>(5) (略)</p> <p>(6) (県知事と気象庁長官が共同して行う) 指定河川の洪水予報の県等への伝達 兵庫県水防計画に定めるところによることとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
191	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 報告内容 (1) 緊急報告 ①～② (略) ③ 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防 災ヘリコプターによる<u>偵察</u>活動を行うとともに、状況に応じ県 警察本部、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による<u>偵察</u> 活動を依頼することとする。 ④～⑤ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>	192	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 災害情報の収集・報告 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 報告内容 (1) 緊急報告 ①～② (略) ③ 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防 災ヘリコプターによる<u>情報収集</u>活動を行うとともに、状況に応 じ県警察本部、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による <u>情報収集</u>活動を依頼することとする。 ④～⑤ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>4～12 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

風水害等対策計画

頁	現行			頁	修正案			理由																														
200	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td> 水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)</td> <td> 総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所			201	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td> 水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)</td> <td> 総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所			<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																																				
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																																				
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム																																				
教育委員会	教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																				
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																				
部	調査事項	調査（報告）系統																																				
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																				
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム																																				
教育委員会	教育関係の情報 (県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																				
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																				

頁	現行	頁	修正案	理由
205	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数 <u>310</u>台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国 (消防庁等)、ライフライン事業者等)</p> <p>(2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、需給推計、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク) 県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、衛星系を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。</p> <p>① 構成 ・計 <u>100</u>局 ・県庁統制局1局、県機関局 (広域防災センター・災害医療センター) 2局、市町・消防本部局 <u>86</u>局 (うち併設局6局)、防災関係機関局9局、平面可搬局2局</p>	206	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数 <u>307</u>台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国 (消防庁等)、ライフライン事業者等)</p> <p>(2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、需給推計、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク) 県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、衛星系を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。</p> <p>① 構成 ・計 <u>84</u>局 ・県庁統制局1局、県機関局 (広域防災センター・災害医療センター) 2局、市町・消防本部局 <u>70</u>局、防災関係機関局9局、平面可搬局2局</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
205	<p>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	206	<p>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
206	<p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通話、緊急通話</p> <p>県は、必要により、<u>あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込むこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	207	<p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通話、緊急通話</p> <p>県は、必要により、<u>応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先携帯電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
207	<p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 <u>SBM無線通信設備</u> 16 日本通運無線通信設備</p> <p>17 各漁業無線 18 アマチュア無線局</p> <p>19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</p> <p>20 各タクシー会社の無線通信設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	208	<p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>1～14 (略)</p> <p>15 <u>ソフトバンク無線通信設備</u> 16 日本通運無線通信設備</p> <p>17 各漁業無線 18 アマチュア無線局</p> <p>19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</p> <p>20 各タクシー会社の無線通信設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																						
214	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 知事が行う場合 (自衛隊法第83条第1項) (1) (略) (2) 要請先等 ① (略) ② 連絡先</p> <table border="1" data-bbox="241 699 936 1190"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>(災害対策本部設置時)</td> <td>(078)362-9900 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊</td> <td>(災害対策本部未設置時)</td> <td>(078)362-9988</td> </tr> <tr> <td>災害対策課 (防災係)</td> <td>FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3師団 (第3部防衛班)</td> <td>(072)781-0021</td> <td>(072)781-0021</td> </tr> <tr> <td>内線 3734, 3735 FAX 3724</td> <td>内線 3301 (司令部当直) FAX 3301</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3特科隊 (第3科)</td> <td>(0792)22-4001</td> <td>(0792)22-4001</td> </tr> <tr> <td>内線 650, 238 FAX 239</td> <td>内線 302 (当直司令) FAX 398</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第36普通科連隊 (第3科)</td> <td>(072)782-0001</td> <td>(072)782-0001</td> </tr> <tr> <td>内線 4031, 4032 FAX 4034</td> <td>内線 4004 (当直司令) FAX 4034</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神基地隊 (警備科)</td> <td>(078)441-1001</td> <td>(078)441-1001</td> </tr> <tr> <td>内線 230 FAX 239</td> <td>内線 220 (当直幹部) FAX 389</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2~9 (略)</p>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	県	(災害対策本部設置時)	(078)362-9900 (時間内外とも)	災害対策本部事務局	FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	自衛隊	(災害対策本部未設置時)	(078)362-9988	災害対策課 (防災係)	FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021	(072)781-0021	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301	第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001	(0792)22-4001	内線 650, 238 FAX 239	内線 302 (当直司令) FAX 398	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001	(072)782-0001	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001	(078)441-1001	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 389	215	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 知事が行う場合 (自衛隊法第83条第1項) (1) (略) (2) 要請先等 ① (略) ② 連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1182 699 1877 1216"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>(災害対策本部設置時)</td> <td>(078)362-9900 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊</td> <td>(災害対策本部未設置時)</td> <td>(078)362-9988</td> </tr> <tr> <td>災害対策課 (防災・危機管理班)</td> <td>FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3師団 (第3部防衛班)</td> <td>(072)781-0021</td> <td>(072)781-0021</td> </tr> <tr> <td>内線 3734, 3735 FAX 3724</td> <td>内線 3301 (司令部当直) FAX 3301</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3特科隊 (第3科)</td> <td>(0792)22-4001</td> <td>(0792)22-4001</td> </tr> <tr> <td>内線 650, 238 FAX 239</td> <td>内線 302 (当直司令) FAX 398</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第36普通科連隊 (第3科)</td> <td>(072)782-0001</td> <td>(072)782-0001</td> </tr> <tr> <td>内線 4031, 4032 FAX 4034</td> <td>内線 4004 (当直司令) FAX 4034</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阪神基地隊 (警備科)</td> <td>(078)441-1001</td> <td>(078)441-1001</td> </tr> <tr> <td>内線 230 FAX 239</td> <td>内線 220 (当直幹部) FAX 389</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2~9 (略)</p>	区分	電話番号		勤務時間内	勤務時間外	県	(災害対策本部設置時)	(078)362-9900 (時間内外とも)	災害対策本部事務局	FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	自衛隊	(災害対策本部未設置時)	(078)362-9988	災害対策課 (防災・危機管理班)	FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021	(072)781-0021	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301	第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001	(0792)22-4001	内線 650, 238 FAX 239	内線 302 (当直司令) FAX 398	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001	(072)782-0001	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001	(078)441-1001	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 389	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
区分	電話番号																																																																									
	勤務時間内	勤務時間外																																																																								
県	(災害対策本部設置時)	(078)362-9900 (時間内外とも)																																																																								
	災害対策本部事務局	FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)																																																																								
自衛隊	(災害対策本部未設置時)	(078)362-9988																																																																								
	災害対策課 (防災係)	FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912																																																																								
第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021	(072)781-0021																																																																								
	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301																																																																								
第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001	(0792)22-4001																																																																								
	内線 650, 238 FAX 239	内線 302 (当直司令) FAX 398																																																																								
第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001	(072)782-0001																																																																								
	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034																																																																								
阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001	(078)441-1001																																																																								
	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 389																																																																								
区分	電話番号																																																																									
	勤務時間内	勤務時間外																																																																								
県	(災害対策本部設置時)	(078)362-9900 (時間内外とも)																																																																								
	災害対策本部事務局	FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)																																																																								
自衛隊	(災害対策本部未設置時)	(078)362-9988																																																																								
	災害対策課 (防災・危機管理班)	FAX (078)362-9911~9912 FAX (078)362-9911~9912																																																																								
第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021	(072)781-0021																																																																								
	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301																																																																								
第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001	(0792)22-4001																																																																								
	内線 650, 238 FAX 239	内線 302 (当直司令) FAX 398																																																																								
第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001	(072)782-0001																																																																								
	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034																																																																								
阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001	(078)441-1001																																																																								
	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 389																																																																								

頁	現行	頁	修正案	理由
219	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 関西広域連合に対する応援要請</p> <p>災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。</p> <p>要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）と調整の上、行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	220	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 関西広域連合に対する応援要請</p> <p>災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。</p> <p>要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び鳥取県）と調整の上、行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
222	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>②～③ (略)</p>	223	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
223	<p>○ 広域消防応援体制</p> <p>(図の差し替え) (略)</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <p>④ (略)</p>	224	<p>○ 広域消防応援体制</p> <p>(図の差し替え) (略)</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）</p> <p>④ (略)</p>	

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
224	(2) (略) 5 (略)	225	(2) (略) 5 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由																																
225	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>①～② (略)</p> <table border="1" data-bbox="199 659 976 1002"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>副防災監兼防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td colspan="2">上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	副防災監兼防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。		226	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <p>①～② (略)</p> <table border="1" data-bbox="1128 659 1912 1002"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td colspan="2">上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。		<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
災害の発生時期	配 備 体 制																																			
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																			
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																		
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																		
	副防災監兼防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																		
防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																			
災害の発生時期	配 備 体 制																																			
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																			
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																		
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																		
	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																		
防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																			

頁	現行	頁	修正案	理由
231	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 水防の責任等 (1)～(3) (略) (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、<u>第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条</u>) 気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について※<u>氾濫危険水位(特別警戒水位)</u>到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 (後略) (5) 知事(水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、第16条第1項、第3項) 気象庁長官と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について<u>避難判断水位(特別警戒水位)</u>到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。 あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等 (新設)</p>	233	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 水防の責任等 (1)～(3) (略) (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条) 気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について※<u>洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)</u>到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 (後略) (5) 知事(水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、<u>第13条の3、第16条第1項、第3項</u>) 気象庁長官と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川、<u>公共下水道等の排水施設等及び海岸</u>について<u>洪水、雨水出水及び高潮の各特別警戒水位</u>到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。 あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等 <u>(6) 市町長(水防法第13条の2)</u> あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等について雨水出水特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
231	(6) 水防管理者（水防法第 17 条）	233	(7) 水防管理者（水防法第 17 条）	所管課からの意見に基づく修正
232	(7) 警察署（水防法第 22 条）	234	(8) 警察署（水防法第 22 条）	
	(8) 量水標管理者（水防法第 12 条）		(9) 量水標管理者（水防法第 12 条）	
	(9) 一般県民（水防法第 24 条、第 29 条）		(10) 一般県民（水防法第 24 条、第 29 条）	
	(10) 水防協力団体（水防法第 37 条）		(11) 水防協力団体（水防法第 37 条）	
	2 水防組織		2 水防組織	
	(1) (略)		(1) (略)	
	(2) 各班の事務分担		(2) 各班の事務分担	
	① 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務		① 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務	
	② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び土木事務所等、国土交通省、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報（災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整）		② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報（災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整）	
	③～⑦ (略)		③～⑦ (略)	
	3 水防態勢		3 水防態勢	
	(1) (略)		(1) (略)	
	(2) 水防非常配備		(2) 水防非常配備	
	① (略)		① (略)	
233	② 水防非常配備	235	② 水防非常配備	

頁	現行	頁	修正案	理由																																								
233	<table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。</p> <p>4 水防指令及び水防警報 (1) (略) (2) 国土交通大臣の発する水防警報 ① 水防警報の対象区域 猪名川、藻川、加古川、揖保川、円山川、奈佐川及び出石川等の国土交通省直轄管理区域 ② 水防警報の種類 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備</p>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	235	<table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>原則として所属人員全員を配備</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。 2. 人員については気象状況等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。</p> <p>4 水防指令及び水防警報 (1) (略) (2) 国土交通大臣の発する水防警報 ① 水防警報の対象区域 猪名川、藻川、加古川、東条川、万願寺川、揖保川、中川、元川、林田川、栗栖川、円山川、奈佐川及び出石川の国土交通省直轄管理区域 ② 水防警報の種類 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備</p>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	原則として所属人員全員を配備	水防指令第3号	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								
態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。(自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。(自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	原則として所属人員全員を配備	水防指令第3号																																								
233	準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備	235	準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備																																									

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>236</p>	<p>備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p> <p>(津波時) ※姫路河川国道事務所のみ</p> <p><u>出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u></p> <p><u>解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
243	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～7 (略)</p> <p>8 患者等搬送体制 (1)～(2) (略) (3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう<u>神戸市消防局</u>、自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。 (4)～(6) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	245	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～7 (略)</p> <p>8 患者等搬送体制 (1)～(2) (略) (3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう<u>消防機関</u>、自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。 (4)～(6) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																																																																																																																
247	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>ウー1 通行規制基準(兵庫国道事務所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離票</th> <th>延長(km)</th> <th>雨量観測所名</th> <th>電話番号</th> <th>注意体制強化対象雨量</th> <th>警戒体制対象雨量</th> <th>非常体制対象雨量(通行止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦</td> <td>36.8～ 38.6</td> <td>1.8</td> <td>テレメータ 塩 尾</td> <td>0799 22-1680</td> <td>100 mm</td> <td>120 mm</td> <td>160 mm</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口</td> <td>40.8～ 43.7</td> <td>2.9</td> <td>テレメータ 炬 口</td> <td>"</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田</td> <td>53.2～ 55.6</td> <td>2.4</td> <td>テレメータ 名 塩</td> <td>0798 35-6470</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の区域</td> <td></td> <td></td> <td>テレメータ 鶴 崎 当該出張所</td> <td>0799 22-1680</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウー2 通行規制基準(姫路河川国道事務所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>延長(km)</th> <th>雨量観測所名</th> <th>注意体制強化対象雨量</th> <th>警戒体制対象雨量</th> <th>非常体制対象雨量(交通止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]</td> <td>1.0</td> <td>落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)</td> <td>150 mm</td> <td>200 mm</td> <td>250 mm</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]</td> <td>10.9</td> <td>引原雨量管理所</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]</td> <td>3.2</td> <td>戸倉雨量観測所</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2 29</td> <td>その他の区域</td> <td>113.2</td> <td>当該出張所</td> <td>160</td> <td>200</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	号線	区 域	距離票	延長(km)	雨量観測所名	電話番号	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(通行止)	28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8～ 38.6	1.8	テレメータ 塩 尾	0799 22-1680	100 mm	120 mm	160 mm	28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口	40.8～ 43.7	2.9	テレメータ 炬 口	"	100	120	160	176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田	53.2～ 55.6	2.4	テレメータ 名 塩	0798 35-6470	100	120	160		その他の区域			テレメータ 鶴 崎 当該出張所	0799 22-1680	120	160	-	号線	区 域	延長(km)	雨量観測所名	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(交通止)	2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)	150 mm	200 mm	250 mm	29	自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]	10.9	引原雨量管理所	100	120	160	29	自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]	3.2	戸倉雨量観測所	120	160	200	2 29	その他の区域	113.2	当該出張所	160	200	-	249	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>ウー1 通行規制基準(兵庫国道事務所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離票</th> <th>延長(km)</th> <th>雨量観測所名</th> <th>電話番号</th> <th>注意体制強化対象雨量</th> <th>警戒体制対象雨量</th> <th>非常体制対象雨量(通行止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦</td> <td>36.8～ 38.6</td> <td>1.8</td> <td>テレメータ 塩 尾</td> <td>0799 22-1680</td> <td>100 mm</td> <td>120 mm</td> <td>160 mm</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口</td> <td>40.8～ 43.7</td> <td>2.9</td> <td>テレメータ 炬 口</td> <td>"</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田</td> <td>53.2～ 55.6</td> <td>2.4</td> <td>テレメータ 名 塩</td> <td>0798 35-6470</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の区域</td> <td></td> <td></td> <td>テレメータ 鶴 崎 当該出張所</td> <td>0799 22-1680</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウー2 通行規制基準(姫路河川国道事務所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>延長(km)</th> <th>雨量観測所名</th> <th>注意体制強化対象雨量</th> <th>警戒体制対象雨量</th> <th>非常体制対象雨量(交通止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]</td> <td>1.0</td> <td>落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)</td> <td>150 mm</td> <td>200 mm</td> <td>250 mm</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]</td> <td>10.9</td> <td>引原雨量管理所</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]</td> <td>3.2</td> <td>戸倉雨量観測所</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2 29</td> <td>その他の区域</td> <td>118.0</td> <td>当該出張所</td> <td>160</td> <td>200</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	号線	区 域	距離票	延長(km)	雨量観測所名	電話番号	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(通行止)	28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8～ 38.6	1.8	テレメータ 塩 尾	0799 22-1680	100 mm	120 mm	160 mm	28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口	40.8～ 43.7	2.9	テレメータ 炬 口	"	100	120	160	176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田	53.2～ 55.6	2.4	テレメータ 名 塩	0798 35-6470	100	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h		その他の区域			テレメータ 鶴 崎 当該出張所	0799 22-1680	120	160	-	号線	区 域	延長(km)	雨量観測所名	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(交通止)	2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)	150 mm	200 mm	250 mm	29	自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]	10.9	引原雨量管理所	100	120	160	29	自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]	3.2	戸倉雨量観測所	120	160	200	2 29	その他の区域	118.0	当該出張所	160	200	-	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
号線	区 域	距離票	延長(km)	雨量観測所名	電話番号	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(通行止)																																																																																																																																																												
28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8～ 38.6	1.8	テレメータ 塩 尾	0799 22-1680	100 mm	120 mm	160 mm																																																																																																																																																												
28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口	40.8～ 43.7	2.9	テレメータ 炬 口	"	100	120	160																																																																																																																																																												
176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田	53.2～ 55.6	2.4	テレメータ 名 塩	0798 35-6470	100	120	160																																																																																																																																																												
	その他の区域			テレメータ 鶴 崎 当該出張所	0799 22-1680	120	160	-																																																																																																																																																												
号線	区 域	延長(km)	雨量観測所名	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(交通止)																																																																																																																																																														
2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)	150 mm	200 mm	250 mm																																																																																																																																																														
29	自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]	10.9	引原雨量管理所	100	120	160																																																																																																																																																														
29	自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]	3.2	戸倉雨量観測所	120	160	200																																																																																																																																																														
2 29	その他の区域	113.2	当該出張所	160	200	-																																																																																																																																																														
号線	区 域	距離票	延長(km)	雨量観測所名	電話番号	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(通行止)																																																																																																																																																												
28	自淡路市塩尾 至洲本市安乎町平安浦	36.8～ 38.6	1.8	テレメータ 塩 尾	0799 22-1680	100 mm	120 mm	160 mm																																																																																																																																																												
28	自洲本市中川原町厚浜 至 " 炬口	40.8～ 43.7	2.9	テレメータ 炬 口	"	100	120	160																																																																																																																																																												
176	自西宮市塩瀬町名塩 至 " 生瀬当田	53.2～ 55.6	2.4	テレメータ 名 塩	0798 35-6470	100	120	190 または組合わせ雨量 連続雨量160 時間雨量40mm/h																																																																																																																																																												
	その他の区域			テレメータ 鶴 崎 当該出張所	0799 22-1680	120	160	-																																																																																																																																																												
号線	区 域	延長(km)	雨量観測所名	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(交通止)																																																																																																																																																														
2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]	1.0	落地雨量観測所 (船坂山雨量観測所※)	150 mm	200 mm	250 mm																																																																																																																																																														
29	自 兵庫県宍粟市波賀町原 至 " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]	10.9	引原雨量管理所	100	120	160																																																																																																																																																														
29	自 兵庫県宍粟市波賀町戸倉 至 " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]	3.2	戸倉雨量観測所	120	160	200																																																																																																																																																														
2 29	その他の区域	118.0	当該出張所	160	200	-																																																																																																																																																														

頁	現行	頁	修正案	理由
255	<p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>（ア）通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、迂回路の情報提供に努めることとする。</p> <p>⑧（略）</p> <p>(2) 被災区域への流入抑制</p> <p>県警察本部は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ることとする。</p> <p>① 県警察本部は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。</p> <p>② 県警察本部は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。</p> <p>③ 県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察と共に周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施することとする。</p> <p>④（略）</p>	257	<p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>（ア）通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて迂回路の情報提供に努めることとする。</p> <p>⑧（略）</p> <p>(2) 被災地域への流入抑制</p> <p>県警察本部は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図ることとする。</p> <p>① 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。</p> <p>② 被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。</p> <p>③ 大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。</p> <p>④（略）</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
256	<p>⑤ 現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必</p>	258	<p>⑤ 高速道路警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
256	<p>要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p> <p>①（略）</p> <p>② 周知徹底</p> <p>県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者、<u>関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。</u></p> <p>③～④（略）</p>	258	<p>要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p> <p>①（略）</p> <p>② 周知徹底</p> <p>県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。</p> <p>③～④（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
257	<p>⑤ う回路対策</p> <p>ア <u>県警察本部は、県公安委員会が幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回路のための交通要点に警察官等を配置することとする。</u></p> <p>イ <u>県警察本部は、う回路について安全対策のために必要と認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し必要な表示を行う等所要の措置を講じることとする。</u></p> <p>⑥（略）</p> <p>(4) 緊急交通路の通行を認める車両</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両</p> <p>民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。</p>	259	<p>⑤ <u>迂回路対策</u></p> <p>ア <u>県警察本部は、迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険箇所がないことを確認した上、行うこととする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要点に配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。</u></p> <p>イ <u>県警察本部は、迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。</u></p> <p>⑥（略）</p> <p>(4) 緊急交通路の通行を認める車両</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両</p> <p>民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両、<u>災害応急対策等に従事する自衛隊及び外交官関係の車両で特別な自動車番号票を有するもの</u>であって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
257	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出</p> <p>① (略)</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>患者等搬送用車両 (特別な構造又は装置があるものに限る。)</u></p>	259	<p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出</p> <p>① (略)</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両</u></p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
258	<p>エ <u>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	260	<p>エ <u>道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
263	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 緊急輸送対策 (1) 陸上輸送の確保 (緊急交通路の指定) 県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	265	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 緊急輸送対策 (1) 陸上輸送の確保 (緊急交通路の指定) 県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、<u>道路交通法及び</u>災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。 (2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
267	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難の勧告 災害全般について 市町長 (災害対策基本法第60条) ② 避難の指示 <ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波又は高潮について 知事又はその命を受けた職員 (水防法第29条) 水防管理者 (水防法第29条) 地すべりについて 知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条) 市町長 (災害対策基本法第60条) 災害全般について <ul style="list-style-type: none"> 警察官 (警察官職務執行法第4条第1項) 災害対策基本法第61条 自衛官 (自衛隊法第94条) 海上保安官 (災害対策基本法第61条) <p>(2) (略)</p>	269	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難の勧告 災害全般について 市町長 (災害対策基本法第60条) ② 避難の指示 <ul style="list-style-type: none"> 洪水、雨水出水、津波又は高潮について 知事又はその命を受けた職員 (水防法第29条) 水防管理者 (水防法第29条) 地すべりについて 知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条) 市町長 (災害対策基本法第60条) 災害全般について <ul style="list-style-type: none"> 警察官 (警察官職務執行法第4条第1項) 災害対策基本法第61条 自衛官 (自衛隊法第94条) 海上保安官 (災害対策基本法第61条) <p>(2) (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
268	<p>2 避難訓練の実施 (1) (略) (2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>① 避難準備 (要援護者避難) 情報、勧告・指示の基準 ア～ケ (略)</p> <p>[参考] 避難準備情報、勧告・指示の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫・・・水位の状況 (警戒水位、特別警戒水位、危険水位)、河川の状況、気象状況等 (洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる)</p>	270	<p>2 避難訓練の実施 (1) (略) (2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>① 避難準備 (要援護者避難) 情報、勧告・指示の基準 ア～ケ (略)</p> <p>[参考] 避難準備情報、勧告・指示の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫・・・水位の状況 (警戒水位、洪水特別警戒水位、危険水位等)、河川の状況、気象状況等 (洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる)</p>	
269	<p>[参考] 避難準備情報、勧告・指示の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫・・・水位の状況 (警戒水位、特別警戒水位、危険水位)、河川の状況、気象状況等 (洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる)</p>	271	<p>[参考] 避難準備情報、勧告・指示の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫・・・水位の状況 (警戒水位、洪水特別警戒水位、危険水位等)、河川の状況、気象状況等 (洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
269	<p>る)</p> <p>○土砂災害……濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等</p> <p>○高潮……潮位の状況（警戒潮位）、海岸の状況、気象状況等</p> <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」より）</p> <p>②～③（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3～5（略）</p>	271	<p>件が異なる)</p> <p>○<u>雨水出水……公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）</u></p> <p>○土砂災害……濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等</p> <p>○高潮……潮位の状況（警戒潮位、<u>高潮特別警戒水位</u>等）、海岸の状況、気象状況等</p> <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」<u>ほか</u>より）</p> <p>②～③（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
276	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与 (1)～(6) (略) (7) 生活環境の整備 ① (略) ② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な<u>独居高</u>齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。</p> <p>3～7 (略)</p>	278	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与 (1)～(6) (略) (7) 生活環境の整備 ① (略) ② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な<u>要介護</u>高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
278	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、 県農政環境部農林水産局、市町]</p> <p>第1 (略)</p>	280	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>[実施機関：農林水産省政策統括官付貿易業務課、 県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、 県農政環境部農林水産局、市町]</p> <p>第1 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
279	<p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	281	<p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官付貿易業務課に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
293	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施</p> <p>[実施機関：兵庫労働局、県企画県民部企画財政局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県社会福祉協議会、市町、日本銀行、日本赤十字社兵庫県支部]</p>	295	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施</p> <p>[実施機関：兵庫労働局、<u>県企画県民部</u>、県企画県民部企画財政局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県社会福祉協議会、市町、日本銀行、日本赤十字社兵庫県支部]</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
296	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 情報の提供 県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。 ・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等 ・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、<u>携帯電話のメール、防災行政無線、広報車</u> 等 (→「災害広報の実施」の項を参照)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 生活支援 (1)～(4) (略)</p>	298	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 情報の提供 県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。 ・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等 ・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ <u>(音声応答)</u>、インターネット、<u>障害者向け緊急情報提供システム</u> 等 (→<u>第11節第1款</u>「災害広報の実施」の項を参照)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 生活支援 (1)～(4) (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
297	<p>(5) 避難所等における配慮 ①～② (略) ③ 福祉サービスの提供 県、市町は、福祉サービスが必要な<u>独居高齢者</u>や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意すること</p>	299	<p>(5) 避難所等における配慮 ①～② (略) ③ 福祉サービスの提供 県、市町は、福祉サービスが必要な<u>要介護高齢者</u>や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意するこ</p>	所管課からの意見に基づく修正

風水害等対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
297	とする。 ④ (略) 5～10 (略)	299	ととする。 ④ (略) 5～10 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由
301	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) (略) (2) 広報の方法 ①～⑭ (略) ⑮ <u>災害情報共有システム (Lアラート) の活用</u></p> <p>2～5 (略)</p>	303	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) (略) (2) 広報の方法 ①～⑭ (略) ⑮ <u>Lアラート (災害情報共有システム) の活用</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
309	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県への応援要請 市町は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに<u>県へ支援要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (1)～(2) (略) (3) 広域的支援要請 ① (略) ② 被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、<u>県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	311	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 市町は、<u>近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (1)～(2) (略) (3) 広域的支援要請 ① (略) ② <u>県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
311	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第2款 ごみ処理対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 ア (略) イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、<u>県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整することとする。</u></p> <p>2 県の措置 (1) (略) (2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。</p>	313	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第2款 ごみ処理対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 ア (略) イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、<u>速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (1) (略) (2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。<u>市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
313	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第3款 し尿処理対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1)～(3) (略) (4) 県等への応援要請 ① (略) ② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な<u>支援の要請を行う</u>こととする。</p> <p>2～3 (略)</p>	315	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第3款 し尿処理対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1)～(3) (略) (4) 県等への応援要請 ① (略) ② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「<u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</u>」に基づき、速やかに<u>県に対して、広域的な応援を要請することとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
323	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 鉄道施設における応急対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～6 (略)</p> <p>7 神戸電鉄株の応急対策 (1) (略) (2) 発災時の初動態勢 ① 運行規制 ア (略) イ 河川増水 ・美囊川橋りょうで桁下 3.5m、加古川橋りょうで桁下 4.0mを越えたときは、同箇所<small>の</small>徐行運転 (毎時 35km 以下) を指令することとする。 ・美囊川橋りょうで桁下 2.5m、加古川橋りょうで桁下 3.0mを越えたときは、同箇所<small>における</small>列車運転の一時休止を指令することとする。 ウ～エ (略) ② (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	325	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 鉄道施設における応急対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～6 (略)</p> <p>7 神戸電鉄株の応急対策 (1) (略) (2) 発災時の初動態勢 ① 運行規制 ア (略) イ 河川増水 ・指定河川において、桁下水位があらかじめ決められた基準に達した時、水位に応じて徐行運転 (毎時 35km 以下) または運転休止することとする。 ウ～エ (略) ② (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

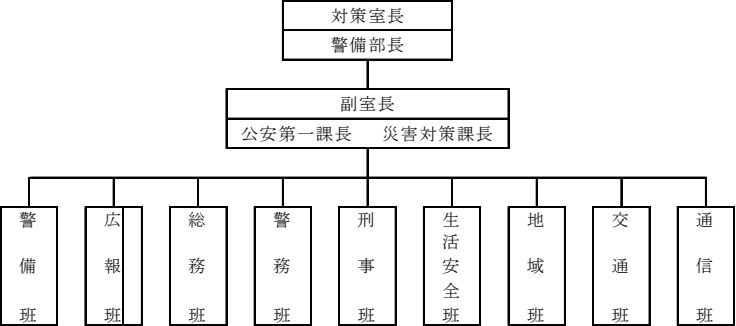
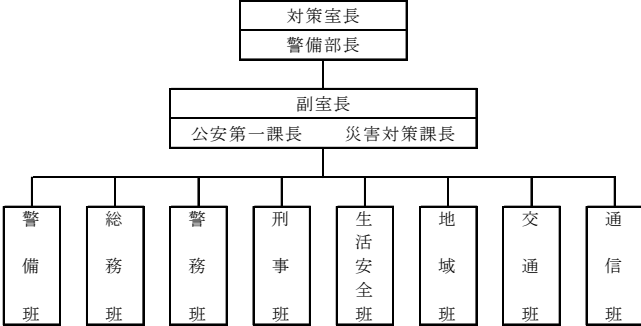
頁	現行	頁	修正案	理由
326	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 ① 応急対策人員の確保 ア 協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。 イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。 なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておくこととする。 ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立することとする。</p> <p>② 非常災害時の体制 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等</p>	328	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策 (1) 災害応急対策に関する事項 ① 対策要員の確保 ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。</p> <p>② 復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</p> <p>③ 非常災害時の体制 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

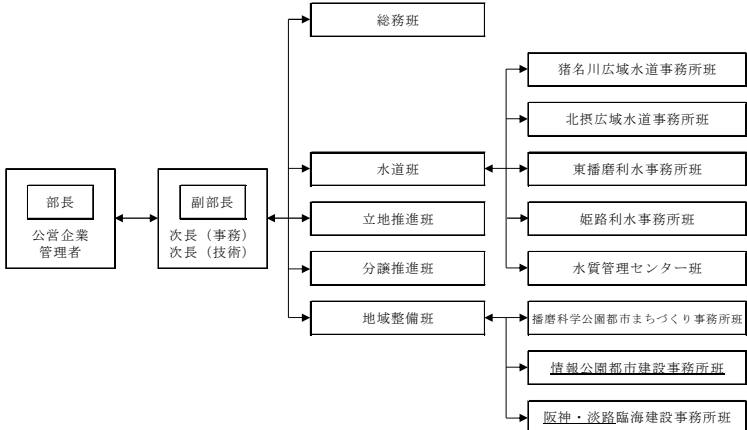
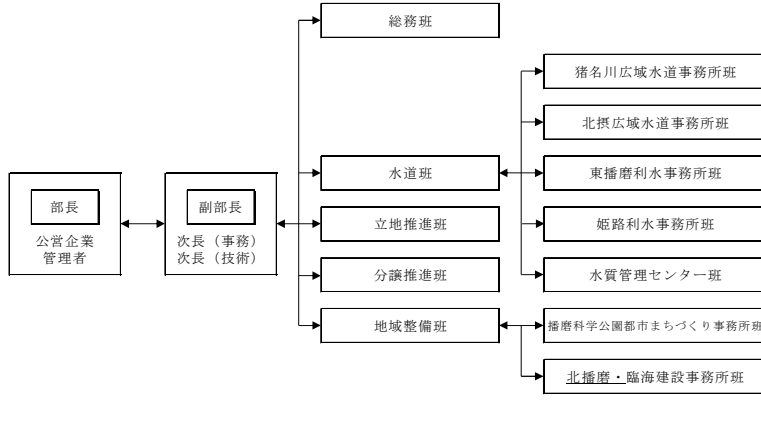
頁	現行	頁	修正案	理由
326	<p><u>の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施することとする。</u></p> <p>③ <u>被害状況の把握</u></p> <p>ア <u>電力施設の被害状況を把握し、復旧対策に当たることとする。</u></p> <p>イ <u>電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握することとする。</u></p> <p>④ <u>応急復旧用資機材の整備、確保</u></p> <p>ア <u>保有資機材を確認し、在庫量を把握することとする。</u></p> <p>イ <u>応急復旧資機材を緊急に手配することとする。</u></p> <p>ウ <u>道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保することとする。</u></p>	328	<p><u>または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u></p> <p>④ <u>災害時における情報の収集、連絡</u></p> <p><u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u></p> <p>ア <u>気象、地象情報</u></p> <p>イ <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u></p> <p>ウ <u>社外対応状況</u></p> <p>エ <u>電力施設等の被害状況および復旧状況</u></p> <p>オ <u>停電による主な影響状況</u></p> <p>カ <u>復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</u></p> <p>キ <u>従業員等の被災状況</u></p> <p>ク <u>その他災害に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>災害時における復旧資機材の確保</u></p> <p>ア <u>調達</u></p> <p><u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u></p> <p>(ア) <u>現地調達</u></p> <p>(イ) <u>対策組織相互の流用</u></p> <p>(ウ) <u>他電力会社等からの融通</u></p> <p>イ <u>輸送</u></p> <p><u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p>ウ <u>復旧資材置場等の確保</u></p> <p><u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正
327	<p>エ <u>緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保することとする。</u></p> <p>オ <u>災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図ることとする。</u></p>	329	<p>イ <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u></p> <p>ウ <u>社外対応状況</u></p> <p>エ <u>電力施設等の被害状況および復旧状況</u></p> <p>オ <u>停電による主な影響状況</u></p> <p>カ <u>復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</u></p> <p>キ <u>従業員等の被災状況</u></p> <p>ク <u>その他災害に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>災害時における復旧資機材の確保</u></p> <p>ア <u>調達</u></p> <p><u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u></p> <p>(ア) <u>現地調達</u></p> <p>(イ) <u>対策組織相互の流用</u></p> <p>(ウ) <u>他電力会社等からの融通</u></p> <p>イ <u>輸送</u></p> <p><u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p>ウ <u>復旧資材置場等の確保</u></p> <p><u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
327	<p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位に基づく復旧箇所の決定</p> <p>ア 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先することとする。</p> <p>イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。</p> <p>② 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報</p> <p>ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。</p> <p>イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般県民に対する広報宣伝活動を行うこととする。</p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力が必要と認めた場合、又は、県、市町、県警察本部、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講ずることとする。</p> <p>なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、</p>	329	<p>に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p> <p>② 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</p> <p>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第5章第4節第3項(2)に定める広報活動を行う。</p> <p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
327	<p><u>かつ安全を確認した上で送電を行うこととする。</u></p> <p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>各電力会社と締結している「全国融通電力受給契約」及び関西電力㈱と隣接する各電力会社間に締結している「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図ることとする。</u></p>	329	<p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
331	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p>	334	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンク(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
332	<p>第2 内容 1～3 (略) 4 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>の応急対策 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1)～(2) (略)</p>	335	<p>第2 内容 1～3 (略) 4 <u>ソフトバンク(株)</u>の応急対策 <u>ソフトバンク(株)</u>は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1)～(2) (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
345	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準 (1) <u>A号</u>災害警備本部体制 (2) <u>B号</u>災害警備本部体制 (3) <u>C号</u>災害警備本部体制 (4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	348	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準 (1) 災害警備本部体制<u>A号</u> (2) 災害警備本部体制<u>B号</u> (3) 災害警備本部体制<u>C号</u> (4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
346	<p>6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図</p> 	349	<p>6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図</p> 	

頁	現行	頁	修正案	理由
347	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>	350	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 動員 (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
348	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第21節 農林水産関係対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～3 (略)</p> <p>4 主要作物 県は、市町及び農業関係団体と協力して、<u>生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。</u></p> <p>(1) 水稲 <u>① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保</u> <u>② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫</u> <u>③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮</u></p> <p>(2) 大豆 <u>地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施</u></p> <p>5～11 (略)</p>	351	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第21節 農林水産関係対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～3 (略)</p> <p>4 主要作物 県は、市町及び農業関係団体と協力して、<u>水稻育苗施設等の破損箇所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導</u>の徹底を図ることとする。 (削除)</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
351	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 対策内容 (1)～(3) (略) (4) ダム <u>① 県営ダムの管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度 25 ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。</u> <u>② 県営ダムの管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県（河川整備課）に報告することとする。</u> <u>③ 県営ダムの管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県（河川整備課）と応援体制について協議することとする。</u> <u>④ 県営ダムの管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させることとする。</u> (5)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>	354	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 対策内容 (1)～(3) (略) (4) ダム <u>① 管理者は、ダムおよび貯水池周辺の点検を実施し、被害および危険箇所を把握することとする。</u> <u>② 管理者は、ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施することとする。</u> <u>③ 管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や県民への周知を行い、速やかに貯水を低下させることとする。</u> (削除)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
363	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進 第3節 危険物等の事故の応急対策の推進 第2款 高圧ガス事故の応急対策の実施</p> <p>[実施機関：海上保安本部、<u>県産業労働部産業振興局</u>、県警察本部、市町、消防機関、事業者]</p>	367	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進 第3節 危険物等の事故の応急対策の推進 第2款 高圧ガス事故の応急対策の実施</p> <p>[実施機関：海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、県警察本部、市町、消防機関、事業者]</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
365	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進 第3節 危険物等の事故の応急対策の推進 第3款 火薬類事故の応急対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県産業労働部産業振興局</u>、県警察本部、市町、事業者]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 応急措置の実施 (1) (略) (2) 火薬庫における応急措置 ① 事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出にあたっては、県、消防機関及び県警察本部などの関係機関に対して、<u>連携を密にして</u>対処することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置 ① 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が及び貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出にあたっては、県、消防機関及び県警察本部等の関係機関に対して、<u>連携を密にして</u>対処することとする。</p> <p>② (略) (4) (略)</p>	369	<p>第3編 災害応急対策計画 第4章 その他の災害の応急対策の推進 第3節 危険物等の事故の応急対策の推進 第3款 火薬類事故の応急対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、県警察本部、市町、事業者]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 応急措置の実施 (1) (略) (2) 火薬庫における応急措置 ① 事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する<u>等の応急処置を講ず</u>ることとする。なお、搬出にあたっては、県、消防機関及び県警察本部などの関係機関に対して、<u>速やかに通報し連携を図り</u>対処することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置 ① 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が及び貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出にあたっては、県、消防機関及び県警察本部等の関係機関に対して、<u>速やかに通報し連携を図り</u>対処することとする。</p> <p>② (略) (4) (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
365	<p>(5) 運搬中における応急措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県警察本部は、必要があれば<u>支援措置</u>を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	369	<p>(5) 運搬中における応急措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県警察本部は、必要があれば<u>安全対策措置</u>を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>378</p> <p>379</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 27 年 4 月 20 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 1.00% (平成 27 年 4 月 20 日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>382</p> <p>383</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 28 年 4 月 21 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 0.47% (平成 28 年 4 月 21 日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>